

あんしん Life

経営に役立つ情報とあんしん財団からのお知らせをお届けします。

11

November

2022

Vol.602

読者アンケートに
ご協力ください

※詳しくは6ページを
ご覧ください。



「採用学」でよい人材確保を目指す

科学で考える中小企業の採用戦略



日本遺産 砂鉄と木炭を用いて鉄を製造する、世界で唯一の「たたら製鉄」
(島根県奥出雲町)

連載

各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

「人間にしかない『共鳴力』が未来を育む」

総合地球環境学研究所長

山極壽一さん

日本遺産を巡る

出雲国たたら風土記

～鉄づくり千年が生んだ物語～

誌面
P7

JAPAN HERITAGE
日本遺産
を巡る

「出雲国たたら風土記」
の動画がご覧いただけます



※動画は予告なく終了する
場合があります



「経営」を守る・支える

あんしん財団

広報誌

「採用学」でよい人材確保を目指す

科学で考える中小企業の採用戦略

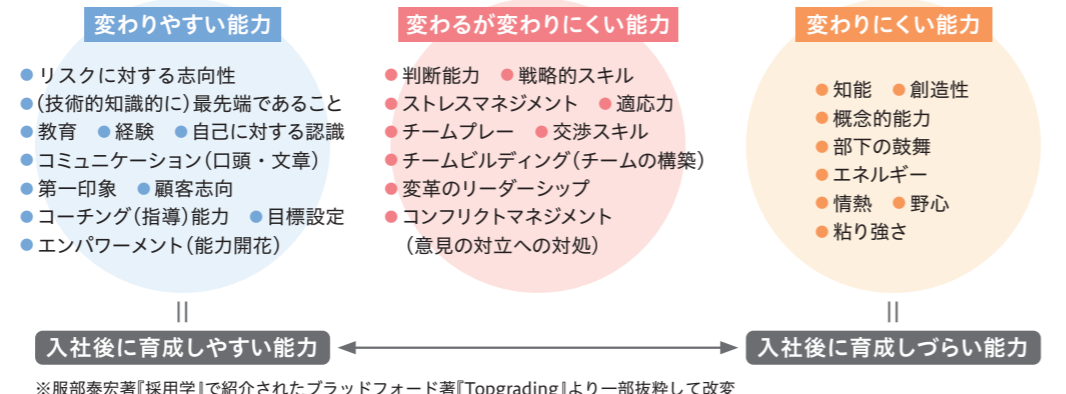
中小企業の多くで人材不足が課題となる中、よい人材を効率的に確保するために採用を科学的に考える「採用学」が注目されています。採用学の第一人者である神戸大学大学院准教授の服部泰宏氏に解説いただき、さらにその理論を自社の採用活動にとり入れる際のポイントを中小企業診断士の窪田司氏に伺いました。

コミュニケーション能力は入社後に育成できる

これまで多くの会社において採用は、担当者の過去の経験や勤などをもとにした「フィーリング」によるところが大でした。そうした主観的な能力評価基準を排し、科学的な裏付けのもとに採用を行うことで、求職者とのミスマッチを減らし、自社にとってよりよい人材を効率的に確保する試みが「採用学」です。

採用学で提唱する代表的な理論の一つに、人間の能力には「変わりやすい能力」と「変わりにくい能力」があるというものがあります(図1)。「例えば、多くの会社が採用で重視するコミュニケーション能力は『変わりやすい能力』です。コミュニケーション能力は、採用時に求めなくても採用後に伸ばすことができるということが科学的にも証明されているのです」(服部氏)。

図1 「変わりやすい能力」と「変わりにくい能力」



自社独自のデータを分析し採用に生かす

自社独自の採用基準を紡ぎ出す一つの方法として、採用学が提唱するのがデータを活用すること。データといっても大げさに考える必要はなく、例えばある会社では、成果を出している社員と一般社員とに二分してアンケートをとったところ、前者は「あまいで不確実なことにも耐性がある」という特徴があったといいます。

このような自社独自のデータを積み重ねていくことで、自社が求める人材像や採用基準などが明確になります。「中小企業は社員一人ひとりに目が行き届きやすいのがアドバンテージであり、日々の会話や行動からも見えてくるものがあるはず。採用に悩んでいる中小企業こそ、採用学の考え方を意識してほしいですね」(服部氏)。

次ページでは中小企業が採用学を実践する際のポイントをご紹介します。

変わりにくい能力こそ見極めの基準とする

この理論に基づき、「採用では、知能や創造性といった『変わりにくい能力』に着目することが肝要」と服部氏。さらには「どんな能力を求めめるか」ではなく、「どんな能力は諦めてもいいか」「どういふ人を採用しないのか」という逆転の発想もできるといいます。つまり「見極めなくてもよいこと」を明確にすれば、「見極めるべきところ」に集中できるというわけです。

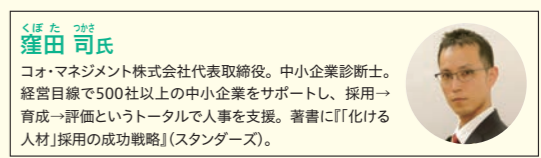
一方で、どこを見極めるべきかという「採用基準」について悩む経営者は少なくないでしょう。それについて服部氏は、「普遍的な採用基準はありません。なぜなら、採用時点で求められる能力は業種や個々の会社によって当然異なるからです。自社の採用基準は自社で答えを紡ぎ出す必要があります」と語ります。

わが社の場合は、コミュニケーションは苦手そうでも基礎学力や仕事への熱意があれば採用。変わりやすい能力は入社後にしっかり育成しよう。

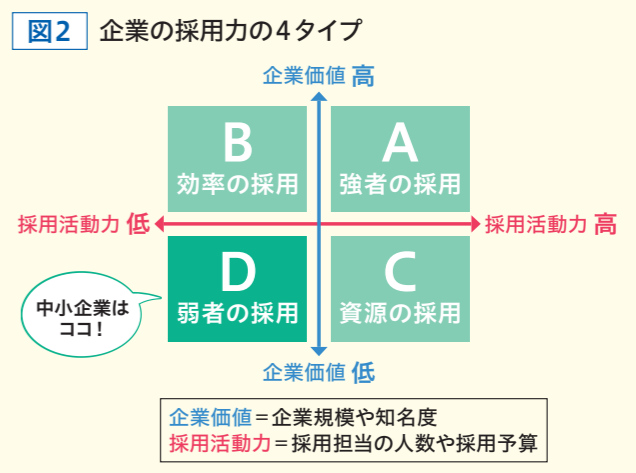


採用学を中小企業の採用に生かそう
「採用学」実践のポイント

服部氏の採用学の理論をもとに、実際に中小企業の採用活動のサポートを行っている窪田氏に、採用学実践のためのポイントについて伺いました。



企業がどんな採用ができるかを定義する「採用力」について、4タイプに分けて考えてみましょう(図2)。タイプごとに採用戦略が異なりますが、中小企業は「D 弱者の採用」に分類されることがほとんど。採用強者と同じ採用方法では必要な人材は確保できません。「Dの場合は必要な人材を特定し、限られた資源を有効に使い、狙い撃ちして採用する『ニッチ戦略』で臨みましょう」と窪田氏。それには、服部氏が紹介している「変わりやすい能力」「変わりにくい能力」などを参考に、自社独自の採用基準を見極め、将来活躍してくれそうな伸びしろのある人材を見付けることが重要です。次に、採用において中小企業がとるべき具体的な手順を見てみましょう。



自社独自の採用基準で「化ける人材」を確保
〈採用から育成まで4段階に分けて取り組もう〉

- 集める** 自社が求める人材にターゲットを絞って効率的に求職者を集めるために、自社の他社にはない魅力や優れている点、社員に何を提供できるかという点を整理し、論理的に伝えましょう。集める手段としては、「知ってもらう」広告などの情報発信と「惹きつける」説明会などでの情報提供が必要となります。
- 選ぶ** 自社にどんな能力を持つ人材が必要かを明確にしておきましょう。必須である能力、あると望ましい能力、というふうに優先順位を付けておけば、面接の際にも、自社に合った能力を持った人材かどうかを見抜く基準となります。また、自社の社員や知っている人の中で、「大化けた人材」の共通項などから仮説を立てられれば、伸びしろがある人材を見付ける基準になるでしょう。
- 動機付ける** 新卒だけでなく中途採用でも内定辞退は頻発しています。この会社に入ればどんな仕事ができ、どんな技能が身に付くかというビジョンが描けるかどうか、求職者が就職を決める動機となります。求職者の希望する条件を聞き出し、自社の提供できるものを書き出すなどの内定後のフォローも重要です。
- 育てる** 「変わりやすい能力」を磨き、育てることで、会社にとってよりよい人材となります。社員には3年後、4年後にどんな技能が身に付き、どんな仕事ができるようになるのかを具体的に提示しましょう。社員にどんな機会を与えるか、また配属先の上司のタイプによっても伸びる能力は変わってくるでしょう。

いますぐ使える採用テクニック

オンラインで自社の魅力を発信

若い世代はパソコンやスマートフォンで求人情報を検索するのは当たり前。ぜひ積極的に活用を。SNSで自社の魅力を発信し、企業イメージを高めることも採用活動の一環として有効です。

面接では会社の魅力をしっかりと伝えましょう

面接は採用側が人材を選ぶだけの場ではなく、会社と求職者がよりよいマッチングをするための場と考えましょう。面接で会社のよいところを伝え、求職者がそれに魅力を感じてこそ、入社後の活躍につながります。30分の面接であれば求職者の能力や伸びしろを見抜くのに10分、求職者の不安を解消するための会社からの情報提供に20分の配分が理想です。

採用学は、素朴によいと思っていたことが実は違うかもしれないという疑問から出発したものです。科学の出発点は「現場の観察」です。誰もが欲しがらる「こんな人を取りたい」という採用基準を増やしていくのではなく、発想の逆転で、どこを捨てていくかを考え、本当に必要な人にアプローチすることから始めてみてください。そのためには、自社がどういふ会社を目指しているかという経営者の考えが明確でなければなりません。採用とは、自社そのものを見つめることなのです。



CONTENTS

2 FOCUS

科学で考える中小企業の採用戦略
「採用学」でよい人材確保を目指す

5 新企画 こだわりの逸品

Vol.1 万年筆

6 読者アンケートにご協力ください

7 日本遺産を巡る

第18回 出雲國たたら風土記
～鉄づくり千年が生んだ物語～

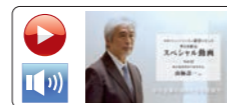


10 SDGs×中小企業

第7回 パートナーシップで社会貢献 [自治体や地域との取り組み編②]

12 各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

Vol.17 「人間にしかない『共鳴力』が未来を育む」
総合地球環境学研究所長
山極壽一さん



財団からのお知らせ

保険加入・変更・会費 ケガの補償 補助金 その他 あんしん財団WELBOX

- 16 ● 契約内容(登録内容)に変更はありませんか?
 - 18 ● 「要介護認定」を受けられた方は減員手続きが必要ですよ
 - 19 ● 満80歳で契約更新日を迎える方には「継続申込書」のご提出をお願いしています
 - 20 ● 契約内容セルフチェックシートで更新後の契約内容をご確認ください
 - 21 ● ご返送忘れの届出書はお手元にごいませんか?
 - 21 ● 移転されたらお早めに!住所変更の届出はお済みですか?
 - 22 ● ケガの補償(事業総合傷害保険)
 - 24 ● 保険金の請求方法
 - 26 ● 保険金のご請求をお忘れではありませんか?
 - 27 ● 職場の環境改善のための補助金制度 年度末申請の締切りについて
 - 28 ● 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて
 - 30 ● 職場の環境改善のための補助金制度 申請書のダウンロード方法
 - 31 ● 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ
 - 31 ● 2024年4月スタート!!健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について
 - 32 ● 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて
 - 33 ● 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法
 - 34 ● 健康管理のための補助金制度 よくあるご質問
 - 35 ● 未加入従業員さまのご加入のおすすめ
 - 36 ● あんしん財団WELBOX サービスのご案内・登録方法
-
- 38 あんしん財団のホームページをご活用ください
 - 39 広報誌「あんしんLife」デジタルブックの閲覧方法
応急手当技能向上活動に対して四谷消防署長より感謝状が授与されました
編集後記/次号予告

広報誌を動画と音声で
お楽しみください

「日本遺産を巡る」
「各界のスペシャリストに学ぶ
経営のヒント」の誌面の中にある
下記のマークの二次元コードを
スマートフォン等で
読み込んでください



記事に関する動画を
ご覧いただけます



記事はAIが読み上げます



※ご利用のスマートフォンやタブレットの機
種によっては二次元コードを読み取るア
プリをダウンロードする必要があります。
※ご利用のスマートフォンやタブレットの機
種、設定環境によってはご利用いただけ
ない場合があります。
※動画・音声は予告なく終了する場合が
あります。

広報誌
「あんしんLife」は
WEBでもご覧
いただけます。
閲覧方法は39ページ
をご覧ください。

[内容に関するお断りとお知らせ]
本誌に記載されている企業・店舗・施設の住所・
連絡先・料金・営業時間などは、予告なく変更さ
れる場合があります。また、情報は細心の注意を
払って掲載していますが、その記事および内容の
正確性を保証するものではありません。どのよう
な場合・理由によらず、本誌の情報を利用したた
めに被った損害に対しては、当法人はいっさいの
責任を負いません。料金(価格)、所要時間なども
目安としてご覧いただきますようお願い申し上げ
ます。また、本誌に掲載されている記事、写真、イ
ラストなどは著作権法で認められた私的な使用
や引用を除いて、ほかの印刷物や電子的なメデ
ィアに複製、転載することはできません。本文中
の商標および製品・サービス名称は各社の商標ま
たは登録商標です。本文中では、TM、®マーク
などは明記していません。

こだわりの
逸品
Vol.1

大人の時間にふさわしいコレクション



万年筆の高級感には金のペン先の存在が大きい。14金より18金、18金でもペン先の面積が広がるほど値段が高くなる。(写真はイメージ)

万年筆

手書き文化に君臨する王者の風格

大切な手紙をしたためる時や重要な書類にサインする時など、「こそぞ」という場面に万年筆はよく似合う。パソコンやスマホが普及し、「書く」から「(キーボードを)打つ」へシフトした時代だからこそ、万年筆の輝きは増している。

万年筆の命・ペン先

万年筆の原理を「インク貯蔵庫からペン先まで、液体が一定不変に流れていく」とするならば、そのルーツは5,000年前のエジプトにさかのぼる。古代エジプト人は葦の茎の中にインクを流し、書きやすく先端を割った「葦ペン」を用いた。その後、金属製のペン先が出るも定着せず、中世になると羽根ペンが浸透し、シェークスピアの名作も羽根ペンから生まれた。しかし、羽根ペンは摩耗が著しかったため、耐久性を求めて銀、陶器、ガラスなどの素材が試され、やがて金のペン先が誕生したのは19世紀のことである。

金はインクの酸の腐食に最も耐えうる素材だが、重要なのはそれだけではない。金のペン先は軟らかく、筆圧や持ち方といった持ち主のクセによってしなり、長い年月をかけて持ち主好みのペン先が変わっていく。使うほどに滑らかになるのだ。

作家と万年筆

万年筆が人を魅了してやまないのは、各メーカーの哲学やブランドのストーリーを内包しているからだろう。例えば、万年筆は「書くこと」を生業とする

作家たちに愛用されていた。

ヘミングウェイは、使いやすさと高品質を両立したパーカーの愛好者だった。池波正太郎、三島由紀夫、開高健など日本の作家たちにファンが多いのが、作家シリーズというコレクションで知られるモンブランで、高品質の誉れが高い。ほかにシンプルなデザインながら細部にわたる繊細さが素晴らしいペリカン、カジュアルなデザインのラミーなどが海外勢ではよく知られている。

世界最高峰の技術を誇る国産万年筆

国内に目を向けると、1911年、現セーラーの創業者・阪田久五郎が日本で初めて金ペン先を製造。1916年、後にパイロットの創業者となる並木良輔が初の純国産14金ペン先を完成させた。そして1919年、後のプラチナを中田俊一が起業している。

日本勢は後発ながら滑らかな書き味と安定性や使い勝手に秀でており、世界でも高い技術力を誇る。また、パイロットの漆塗万年筆や時絵万年筆は、日本ならではの粋を盛り込んだ伝統工芸品としても、世界中にファンが多い。

万年筆は書き手に心地よい緊張感をもたらす。その頼もしく精巧な筆記具は、人間のみに与えられた「書く」という知的かつ崇高な作業の中に、何か新しい世界を見せてくれそうだ。

参考文献:『万年筆バイブル』(伊東道風、講談社選書メチエ)、『万年筆』(梅田晴夫、平凡社カラー新書)
※文中敬称略

「あんしんLife」11月号 読者アンケートにご協力ください

アンケート回答用FAX用紙

送信方向

FAX. 03-5362-2070

受付期間

10月25日(火)～11月30日(水)

いつも「あんしんLife」をお読みいただき、ありがとうございます。
よりよい誌面づくりを目指し、皆さまの声をお聞かせいただくため、アンケートを実施しております。
ぜひご協力をお願いいたします。

アンケート項目 それぞれの質問に対して、該当する番号に○をつけてください。

- Q1 貴事業所の形態** ①法人 ②個人
- Q2 役職** ①経営者(代表者) ②従業員 ③その他()
- Q3 従業員数** ①1～9人 ②10～29人 ③30～49人 ④50人以上
- Q4 業種** ①建設 ②製造・加工 ③サービス ④販売 ⑤運輸・通信 ⑥飲食 ⑦電気・ガス・水道 ⑧その他
- Q5 年齢** ①20歳未満 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳 ⑤50～59歳 ⑥60～69歳 ⑦70～79歳 ⑧80歳以上

Q6 広報誌『あんしんLife』11月号の内容はいかがでしたか。

①満足 ②まあ満足 ③どちらとも言えない ④やや不満 ⑤不満

■④やや不満 ⑤不満と答えられた方におたずねします。どのようなところに不満を感じられましたか。

①記事の内容 ②文字の大きさ ③その他(ご意見をお聞かせください)

Q7 11月号で興味があった記事は何でしたか。(複数回答可)

- ① FOCUS(フォーカス)
「『採用学』でよい人材確保を目指す」
- ② こだわりの逸品
「万年筆」
- ③ 日本遺産を巡る
「出雲国たたら風土記 ～鉄づくり千年が生んだ物語～」
- ④ SDGs×中小企業
「パートナーシップで社会貢献」
- ⑤ 各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント
「総合地球環境学研究所長 山極壽一さん」
- ⑥ 財団からのお知らせ
(保険加入・変更・会費/ケガの補償/補助金に関するお知らせ)
- ⑦ 特に興味のあるものはなかった

Q8 16～34ページの財団からのお知らせ(保険加入・変更・会費/ケガの補償/補助金に関するお知らせ)の内容はいかがでしたか。

①わかりやすい ②ふつう ③わかりにくい(ご意見をお聞かせください)

Q9 広報誌『あんしんLife』のWEB版で限定公開している、「各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント」のスペシャル動画をご覧になったことはありますか。(本誌14ページを参照)

①見たことがある ②見たことがない(理由をお聞かせください)

Q10 広報誌『あんしんLife』に関して、ご意見・ご感想がございましたらご記入ください。

()

※本アンケートにご記入いただきました内容は、アンケートの集計のみに使用し、集計後の統計資料はアンケートの趣旨目的以外には使用いたしません。

アンケート回答方法

● FAXで送信 FAX番号 03-5362-2070

上記のアンケートに直接ご記入のうえ、
右のキリトリ線で切り取り、FAXでご送信ください。

● スマートフォン・パソコンから

右の二次元コードからアクセスまたは
あんしん財団ホームページの「会員の皆さま」→
「あんしんLife読者アンケート」のバナーをクリック。



■本アンケートに関する問合せ

TEL 03-5362-2323(経営企画部広報課) 平日9:00～17:30受付

JAPAN HERITAGE
日本遺産
を巡る

第18回

いずものくに
出雲国たたら風土記
～鉄づくり千年が生んだ物語～

所在自治体 島根県(雲南市、安来市、奥出雲町)
構成文化財数 30



日本各地の有形無形の文化財をその地域の歴史的ストーリーとともに紹介する「日本遺産」。今回は、島根県出雲地方で行われてきた日本古来の鉄づくり「たたら製鉄」に焦点をあて、資源消費と環境保全の両立をかなえる、持続可能な産業のあり方について探ります。



人と自然が 共生する 日本古来の鉄づくり

1 おおはらしんしよくかくる
大原神職神楽

神楽の舞台・出雲ではいまもヤマタノオロチの神楽が舞われている。神楽は、オロチを砂鉄採取で氾濫する川に、退治して取り出した剣を製鉄の象徴に見立てている。



記事はAIが読み上げます。
※音声は予告なく終了する場合があります。

日本古来の製鉄法「たたら製鉄」

島根県東部の出雲地方では、約1400年前から「たたら製鉄」と呼ばれる鉄づくりが盛んに行われていました。「たたら製鉄」とは粘土で作った炉の中で、三日三晩かけて木炭を燃焼させ、砂鉄を溶かして鉄を採取する、日本古来の鉄の生産法です。その技術の源流は、紀元前2000年ごろに西アジアで生まれ、紀元前1200年頃にヨーロッパや中央アジアなどへ技術が拡散し、日本には古墳時代後半(6世紀)に伝来したといわれています。

日本ではかつて、鉄は鉄鉱石から産出していました

が、それ以降は砂鉄が用いられるようになります。中でも出雲地方は砂鉄を含む花崗岩が広く分布し、森林から木炭を得ることも容易だったことから、特に内陸の奥出雲町を中心にたたら製鉄は発展しました。733年に書かれた『出雲国風土記』には、「この地で生産される鉄は堅く、いろいろな道具をつくるのに最適である」と記されています。やがてたたら製鉄最盛期となる江戸時代後半から明治にかけては、全国の約8割もの鉄が、奥出雲町をはじめとする中国山地の麓でつくられました。

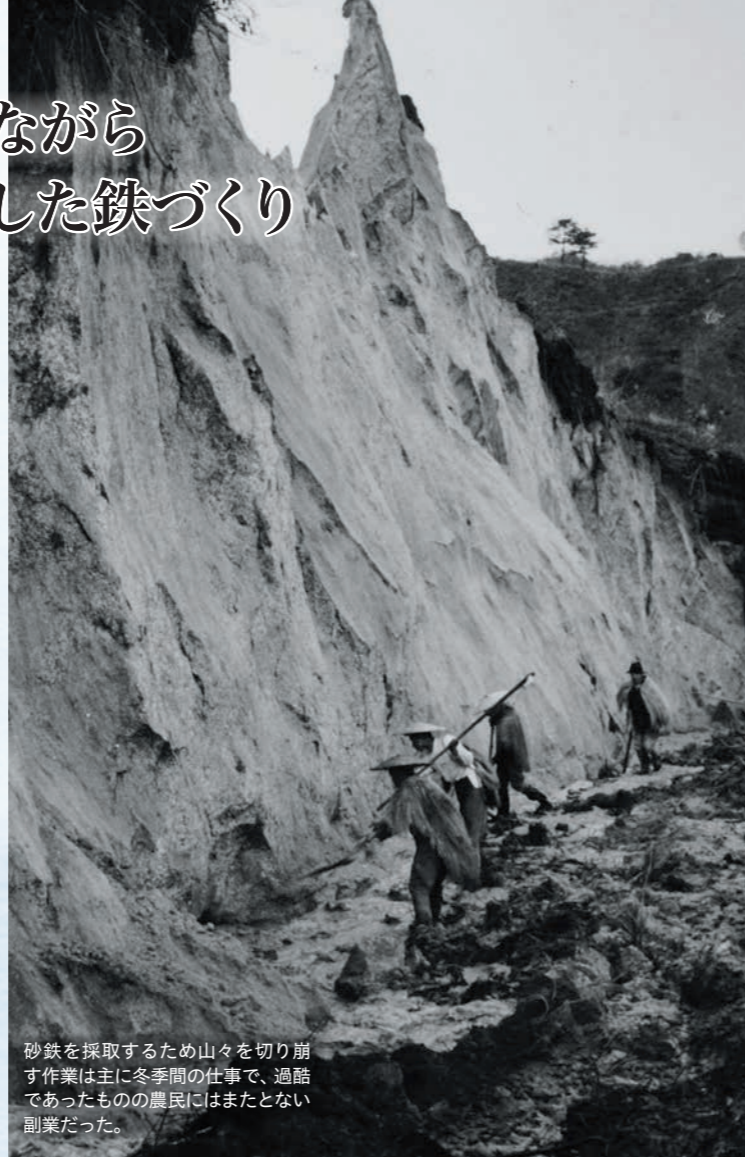
地域資源を最大限に生かしながら 産業発展と環境保全を両立した鉄づくり

原材料を自然に求めるたたら製鉄

鉄は戦国時代から江戸時代にかけては特に日本刀や鉄砲の原料として需要が高まりました。それとともに、奥出雲では砂鉄を含む岩山が広範囲にわたって切り崩されるようになり、砂鉄の効率的な採取方法である「鉄穴流し」が想像を絶するほどの規模で行われ、周囲の山の形さえ一変させていきました。鉄穴流しとは、切り崩す山から麓まで水路を引き、そこに崩した岩石や土砂を流すことで比重の重い砂鉄と軽い土砂を分離して砂鉄を採取する方法で、その水路は山奥からたたら場と呼ばれる製鉄所まで何キロにも及ぶ大がかりなものでした。また、砂鉄とともにたたら操業に欠かせない炭の原料となる森の木も広範囲にわたって伐採されました。

このようにして鉄穴流しで採取した砂鉄と山林で焼いた木炭は、「山内」と呼ばれる集落にあるたたら場に集められます。山内は、たたら製鉄に従事している人たちが日々働き、生活している鉱山町で、カツラの木をご神木として鉄の神様である「金屋子神」をまつり、住居と製鉄施設を構えていました。一方、たたら製鉄の経営者である鉄師は、町から離れた清流沿いの谷あい独立した山内集落をつくることによって技術を継承し、500年以上にわたってたたら製鉄を守っていました。

やがて西洋の技術を導入した安価な鉄が普及してきたことにより、たたら製鉄は100年ほど前に終焉を迎えます。しかし、1977年(昭和52年)、日本美術刀剣保存協会が奥出雲で「日刀保たたら」として復活させたのを機に、その後もたたら製鉄の技術は伝承されています。



砂鉄を採取するため山々を切り崩す作業は主に冬季間の仕事で、過酷であったものの農民にはまたとない副業だった。



3 萱ノ鉄穴場跡

「菅谷たたら山内」の経営者、田部家に残る古絵図にも記される鉄穴場の跡。



4 菅谷たたら山内

製鉄のみに従事する人たちが住んでいた100~200人の集落。操業当時の姿が世界で唯一現存。



5 竹崎のカツラ

新芽はたたら製鉄の火入れと同じ三日三晩だけ赤く染まるといわれる。



2 玉鋼製造(たたら吹き)伝承

たたら吹きは、開始から終了まで三昼夜かけて行われ、この地の職人だけに継承された。

日刀保たたらによるたたら製鉄の様子をご覧ください。

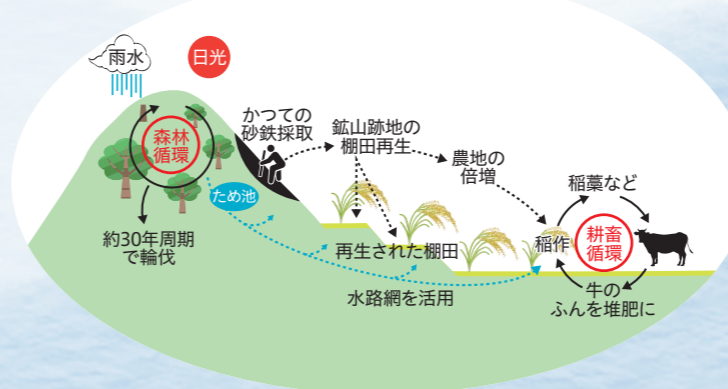


※動画は予告なく終了する場合があります。

サステナブルな産業のあり方を追求

たたら製鉄に欠かせなかった鉄穴流しによる砂鉄採取方法は、当初、土砂崩れや大量の土砂の流出などで下流域の田畑に悪影響を与えることもしばしばでした。そのため鉄穴流しは農閑期の秋から春の間に行われるようになります。そして切り崩した山の跡地も放置されることなく、計画的に農地へと再生されていきました。まず養分の少ない花崗岩の土壌でソバなどを栽培し、さらに鉄を運び農耕を担う牛のふんなどを堆肥にして土壌の改良を行いました。そして砂鉄採取に使った水路を活用して、次から次へと広大な棚田にしていったのです。

[循環と再生のイメージ]



鉄穴流しが行われた際に鎮守の社など神聖な場所は削らずに残した。奥出雲地域の田んぼには、このような小山がいくつも見られる。



こうして作られたソバは幕府に献上されたほか、米も良質で、商業が盛んな大阪に送られるほどでした。いまもその味は継承され、「出雲そば」やブランド米「仁多米」として高く評価されています。また、木炭を得るため大規模に伐採された森林も、木を切り尽くさないよう配慮し、約30年周期の輪伐で循環利用しました。

このように、奥出雲のたたら製鉄は良質な鉄を生産しながら、人と自然が共生する持続可能な産業として日本社会を支えてきました。現在の奥出雲の美しい景観には、このような生業を続けてきた人々の知恵と工夫の歴史が刻まれているのです。

6 飯梨川と赤江の新田開発

飯梨川上流の鉄穴流しにより何度も下流域を襲った洪水は、長い年月をかけて安来平野を形成し、新田開発が行われた。



7 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観

鉄穴流しの跡地は棚田として整備され、現在もブランド米「仁多米」を育てている。



もう一つのストーリー

男踊りと女踊りがある 民謡安来節

鉄の積出港として栄えた安来では、各地の船頭が歌う民謡の影響を受けて「安来節」が生まれました。土砂を水に流して砂鉄を採取する仕草が、どじょうすくい踊りの由来ともいわれています。「男踊り」は豆絞りの頬かむりというおなじみのスタイルでどじょうを捕る姿を滑稽に表現する一方、「女踊り」は日本舞踊における五大流派・西川流の師匠が振り付けし、どじょうすくいを「舞踊」として表現しています。それぞれが互いの魅力を引き立て合うどじょうすくいは技芸に優れ、安来節には欠かせない人気のお座敷芸として確立しました。



8 民謡安来節

日本遺産「出雲國たたら風土記〜鉄づくり千年が生んだ物語〜」を構成する文化財一覧

- 菅谷たたら山内 4
- 萱ノ鉄穴場跡 3
- 田部家土蔵群と吉田の街並み
- 菅谷鑪製鉄用具141点
- 大鍛冶屋道具10点
- 槌の屋神楽、大原神職神楽 1、海潮山王寺神楽、海潮神代神楽、白登神楽、佐世神楽
- 龍頭が滝 八重滝
- 金屋子神社
- 金屋子神社と西比田の町
- 玉鋼製造(たたら吹き)伝承 表紙 2
- 竹崎のカツラ 5
- 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観 7
- 鳥上木炭銃工場角炉
- 櫻井家住宅
- 糸原家住宅
- 鬼古振
- 陰地たたら跡
- 羽内谷鉱山鉄穴流し本場
- 旧ト蔵氏庭園
- 原たたら(叢雲たたら)跡
- 横原たたら角炉
- ト蔵新田
- たたら製鉄用具250点
- 日本刀(小林貞俊・小林力夫)
- たたら絵巻「玉鋼縁起」
- 安来港と安来の街並み
- 民謡安来節 8
- 飯梨川と赤江の新田開発 6
- 大呂愛宕ばやし
- 竹崎十七夜

※2022年9月27日時点の構成文化財。
※番号が付いている文化財は、本誌に写真付きの説明があります。 ※番号が付いていないすべての文化財は、右上の二次元コードよりご覧いただけます。

取材協力・写真・動画提供/鉄の道文化圏推進協議会、安来市観光協会、ご縁の国しまね



日本各地に存在する有形無形の文化財を、その地域の歴史的ストーリーとともに認知を広めるべく、2015年より文化庁が開始させた認定制度。地域住民のアイデンティティーの再確認や地域のブランド化、ひいては地方創生への貢献も期待されています。
<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/>



中小企業が地域社会の中で持続的なビジネスをするには、自社の利益を追求するだけでなく、自治体や地域と協働しながら、社会的責任を果たすことが求められるようになってきました。今回はESG問題の「S=社会問題」を地域の共通の課題として受け止め、他社や地域とのパートナーシップで解決に取り組んでいる2社の事例を参考に、中小企業ができるSDGsについて考えてみましょう。



監修
いづみ みのる
泉 貴嗣氏

小樽商科大学大学院商学研究科准教授。中小企業のサステナビリティ経営の支援、自治体の中小企業政策のコンサルティング、東証一部上場企業の社外・常勤監査役などを経て現職。ほかにNPOを支援する公益財団法人の理事を務める。著書に『やるべきことがすぐわかる! SDGs実践入門 ~中小企業経営者&担当者が知っておくべき85の原則』(技術評論社)など。

事例1 空き家を保証人・保証金なしの賃貸物件にし、社会的弱者に提供

株式会社はし(大阪府大阪市)
業種・事業内容: コミュニティビジネス(空き家の活用)

- 課題**
- 本業を通して社会課題を解決するビジネスの構築
 - 施設退所者の社会復帰・自立支援
 - 地域の空き家問題の解決

- 効果**
- 施設退所者に住居提供し、自立を支援
 - 空き家になっていた社員寮の利活用

取組みのきっかけ

プリザーブドフラワー教室の運営などを手がける株式会社フォーユーカンパニー(京都市・代表取締役宮本宏治氏)と、給排水衛生設備工事などを行う株式会社一二三工業所(大阪市・代表取締役一二健夫氏)。宮本氏と一二氏は、中小企業経営者が集う一般社団法人経営実践研究会(大阪市)の理事を務めており、本業を通じた社会貢献活動に熱心だった。宮本氏は自身の父が殺人事件の被害者となり、母子家庭に育った経験を持つ。「それが本業を通じた社会貢献活動をしたという原点かもしれません」と語る。二人が目に向けたのは児童養護施設を退所した若者や少年院

を出所した少年たちだ。「彼らは社会に出るとまず住む家が必要なので、社員寮のある会社に勤めます。しかしそこでうまくいかに仕事を辞めてしまうと、住む場所を失い、グレーな仕事に就いたり、風俗店で働いたりといったケースも多い。その悪循環を防ぎたい」と宮本氏。そこで両社で株式会社はしを共同設立し、一二三工業所が所有する使用していない社員寮を彼らに斡旋する事業を始めた。保証人・保証金は求めず、家賃を抑えるためリフォームは最小限にとどめる。

取組みの成果

空室斡旋だけでなく、研究会メンバーの紹介で、入居者に新しい仕事を紹介することもある。万一家賃の滞納があった場合は同社が保証することにしているが、そのケースはまだ発生していない。2021年の事業開始以来、3人が入居し、うち1人は入居期間中に100万円を貯蓄し、自立の基盤ができたことで、無事に「卒業」を果たした。宮本氏はこの事業を空き家問題と施設退所者の社会的自立という地域課題を同時に解決する新しいビジネスモデルと位置付ける。今後、軌道に乗れば、独居老人、外国人労働者などにも斡旋対象を広げる計画だ。

泉氏より 中小企業がパートナーシップに基づいて社会問題に取り組むには、価値観の共有、もっといえば「志」を同じくする「同志」が欠かせません。今回は2社の取組みに加え、両者が参加する研究会のメンバーも貢献していますが、同志の多さこそがシナジー効果を生み出し、社会課題解決型のビジネスを可能にしているといえるでしょう。まさに「徳は孤ならず、必ず隣あり」です。

一二三工業所

代表取締役
一二健夫氏

給排水衛生設備工事、空調設備工事に携わる。空き部屋となっていた社員寮を提供。

フォーユーカンパニー

代表取締役
宮本宏治氏

パソコン教室、プリザーブドフラワー教室の運営、リフォーム事業などを行う。宅建業の免許を持つ。

本業を通じた社会貢献を目指す経営者の集まりに参加した2社の社長が志を共有し、パートナーシップで株式会社はしを起業。



株式会社はしが所有する物件。ユニットバス、冷暖房、キッチン(一口コンロ)、ミニ冷蔵庫付きの1ルームが6部屋ある。



事例2 子どもたちの工場見学受け入れや工場併設のカフェで地域交流を生む

株式会社スリーハイ(神奈川県横浜市)
業種・事業内容: 産業用ヒーターの製造・販売
従業員数: 40名

- 課題**
- 住宅と工場混在地における事業の持続化
 - 地域とのつながりの強化
 - 地域における子育て支援への参加

- 効果**
- 子どもたちに学びの場を提供
 - 地域の人々との交流が増え採用にも好影響
 - NPOとの連携で地域課題への取組みが加速

取組みのきっかけ

産業用電気ヒーターを主力製品とする株式会社スリーハイの企業ビジョンは、「温めるをつくること」。モノだけでなく、あらゆるものを「温める」ことで地域に貢献できないかと、さまざまなSDGs活動を推進してきた。同社は町工場と住居が混在する準工業地域に立地する。工場騒音などには日頃から気を使っているが、それだけでは地域とのつながりの強化にはつながらない。同社代表取締役の男澤誠氏は、ものづくりの仕事の内容を地域の人々に知ってもらうことで、交流が生み出せないかと考えた。

取組みの成果

そこで2016年に開設した第2工場は、1階をショールームにし、カフェ&ファクトリー「DEN」を開業、地域に公開した。同社の開発者が製品加工をするかわらで、地域の人々がランチをとったり、学生によるワークショップや異文化交流イベントが開催されたりすることもある。地域の小学校の児童が工業団地の企業を訪問する「こどもまち探検」も2013年から実施。子どもたちにとっては製造業の現場を間近で見ることが多く、社員にとっても子どもたちの素直な質問はうれしい経験となっている。さらに同社はNPO主催の「おとなまち探検」にも見学コースを提供。それに参加した主婦が同社で働くことを希望し、雇用につながった例もある。「NPOには地域の社会課題が集まりやすい。NPOと連携することで、課題解決をさらに進めることができます。地域との関係の深まりは、当社の事業や採用にも好影響を与えています」と男澤氏は語っている。



工場の一部を改装して設けたカフェ&ファクトリー「DEN」。作業スペースで仕事をする社員にカフェの利用者が声をかけ、交流が生まれることも。



地域の子どもたちを対象とした工場見学。当初は自社だけの取組みだったが、年々参加する工場や協力団体が増えパートナーシップが広がっている。



取組みがメディアに取り上げられることが多く、社員の働くモチベーションアップにもつながっている。

泉氏より 自社が地域に生かされていることを自覚し、具体的に効果的な地域社会との共生を経営課題に置くことは、中小企業の生存戦略に必須です。だからこそビジネスの古い常識に固執せず、クリエイティブな方法で自社を地域とともに歩む存在へと成長させようとする同社の取組みは、特にBtoB企業などで参考になるでしょう。



泉氏からのアドバイス

中小企業でも社会問題の「経営課題化」は成長戦略とリスク管理として不可欠です。しかし、1企業でできることは限られています。だからこそ、同志や地域の皆さんとのパートナーシップでシナジー効果を引き出し、かかわるステークホルダーとの「互恵性」を高めることが、取組みの持続可能性に欠かせないといえるでしょう。

キーワード 「サステナビリティレポート」

SDGsの実践では、自社の取組みを社外のステークホルダーに正しく開示することが求められます。その手段として最近増えているのが、サステナビリティレポートの発行です。従来の環境報告書、CSRレポートに加えて、あるいはそれらを統合する形で発行されることが多いですが、作成するうえでは社内から

情報を収集し、それをSDGsやESGの観点から整理することが欠かせません。レポートを通して、企業の社会的責任へのかかわりや目指すべき方向性を示すことができれば、結果として適切な社外評価を獲得できるだけでなく、レポート作成のプロセスはそのまま経営改善に向けた自己点検活動にもなります。

今回は、「ESG問題」から「G(ガバナンス)=組織統治」に中小企業はどう取り組めばよいかを考えます。*内容は変更になることがあります

経営のヒント

各界のスペシャリストに学ぶ

撮影・赤城耕一

Vol.17
人間にしかない
「共鳴力」が
未来を育む

霊長類の中でも人間に近いゴリラ。ゴリラ研究の第一人者である山極壽一氏は、アフリカでゴリラの群れの中に入り、その生態を研究してきました。ゴリラの生態を通じて人間社会を考察する山極氏に、人間特有の「共鳴力」の大切さについてお聞きしました。



interview with

総合地球環境学研究所長

山極壽一さん

Vol.17

人間にしかない 「共鳴力」が 未来を育む



群れの人数が増えて 仲間同士の関係を把握するため 脳が大きくなったと推測

ゴリラの研究を長年してきましたが、その中で人間の社会とゴリラの社会の違い、そして人間社会の本質について考えてきました。ゴリラの脳の容量に比べ、現代人は1400~1600ccと約3倍の脳を持っています。しかし、どのような背景、目的で3倍の脳がつくられたのかは、よくわかっていません。

以前は「言葉」が人間の知性の源泉で、言葉を話すようになって脳の容量が増えていったと考えられていました。しかし、私たちが話しているような言語が生まれたのはいまから10万~7万年前なのに対して、脳が大きくなり始めたのは200万年前と、はるかに昔です。現代人並みの1400ccの脳に達した40万年前にも、まだ言語は使われていませんでした。つまり、言語が脳を大きくしたのではなく、脳が大きくなった結果として、言語が登場したと考えられるのです。

ではなぜ、脳が大きくなったのか。イギリスの人類学者ロビン・ダンバーが行った調査研究から、その種が暮らす集団規模が大きくなるにつれて、脳の容量も大きくなることが明らかになりました。霊長類の共通な現象なら、人類にも当てはまるでしょう。

200万年前、ゴリラと同じくらいの脳の大きさだった頃の人類は、ゴリラと同じように、10~15人くらいの家族で暮らしていました。やがて脳容量が600ccを超えると、30人くらいの集団になります。その後、脳が大きくなるにしたがって集団規模は50人、100人と増え、現代人の脳の大きさである1400~1600ccに達し

た頃には、150人程度の集団サイズになっていました。

集団サイズが大きくなると、仲間の人数が増え、社会的複雑さが増大します。群れの中で生きやすくするには、自分と仲間の関係や仲間同士の関係をよく記憶しておく必要があるため、そのために脳が大きくなったのではないかと推測されています。

この時点では、言語はまだ使われていないので、互いの身体を同調させながら、理解し合うという現象が起こった。それが「共鳴」です。この共鳴が、人類独特の関係性をつくっていったと私は考えています。

スポーツのチームは身体の共鳴によって コミュニケーションができる人数で 構成されている

人類が進化の過程でつくり上げてきた平均的な集団サイズと、それに対応したコミュニケーションの形は現代でも残っています。ゴリラと同じ集団サイズの10~15名といえば、サッカーやラグビーなどのスポーツのチームです。練習では言葉によるコミュニケーションをとりますが、いざ試合になったら、言葉でいちいち説明する時間はありません。身振り、手振り、態度、あるいは単なる声で自分の意図を仲間に伝え、仲間もそれを即座に理解して適切な行動をとっていきます。

脳が大きくなり始めた時の30~50人の集団は、学校のクラス、大きな会社の部や課、軍隊の小隊などです。いつも1ヵ所に集合して顔と名前を熟知し、誰かがいないとなれば、すぐにわかります。一人のリーダーのもと、まとまって行動できるサイズです。このくらいの規模の集団でも、言葉より身体の共鳴によってコミュ



音声
読み上げ
記事はAIが読み上げます。
※音声は予告なく終了する場合があります。

ニケーションはつくられていきます。

現代人の脳の大きさに匹敵する150人という数の集団は、昔の地域の共同体です。家族が複数集まって構成されていますが、この集団も身体の共鳴で互いのリズムを同調させることでつながっています。例えばお祭りのお囃子。そのリズムを聴くと、共同体の人たちは、自然と同じように身体が動きます。共同体内のマナーやエチケットも、同じく身体を介して表現されるリズムの同調と考えられます。

言葉ではなく、互いの身体を共鳴させ、リズムを同調させることで、人類は仲間同士の信頼を高め、心一つにして力を合わせるできるようになっていったのでしょう。つまり、共鳴する力で人間の社会は強くなったのです。

**新しいものを生み出す力は
異なる個性を持つ人々が
共鳴するところから生まれる**

1万2000年前には、人類は農耕牧畜を始めました。人類の集団サイズはさらに拡大していきましたが、興味深いことに、脳の大きさは変わっていません。人間関係はより複雑になったと想像されるのに、これは大きなパラドックスです。

150人までの集団は、身体を使った共鳴でつながっていましたが、それを超えた人たちとは、共鳴ではなく、言葉という「情報の機器」によって人間関係が成立

するようになったのではないかと私は推測します。

150人とは、身体の共鳴によって関係をつくれる人数の上限なのかもしれません。現代なら、前述したようにスポーツをしたり、音楽を奏でたり、仕事やボランティアをしたりと、一緒に活動して喜怒哀楽をともにしながら形成された人間関係です。その仲間は、自分がトラブルに陥った時に相談できる人です。こうした人間関係をソーシャルキャピタル(社会関係資本)と呼びますが、この上限がおそらく150人。私たち自身を振り返ってみても、通常はもっと少ないでしょう。

危惧すべきは、現代では、共鳴し合う場が減り、人々がソーシャルキャピタルを失いつつあることです。原因は、社会がITによる情報システムで人々をひもづけるようになったからだとは私は考えます。統治するうえでも、経済活動においても、システムに人をひもづけると効率がいいわけですから。このため、社会の集団が拡大すればするほど、システムは強化されます。現代社会は情報システムが極度に発達した状況といえるでしょう。いまや人々の多くは情報でつながり、そこには信頼関係が醸成されていません。そして人は1日の大半を情報検索に使っています。検索結果で、一番美味しいとされる飲食店に人気が集まります。本当は個々人の意見がぶつかり合い、さまざまな美味しい店が見出され、吟味されるべきなのに、情報システムが進むと人々は均質化してしまうのです。

日本ではイノベーションが生まれにくいといわれますが、それは人々が均質化して個性がぶつかり合うこと

**“ 中小企業にこそ
共鳴する場が残されている ”**

Juichi Yamagiwa

●やまぎわ・じゅいち

1952年東京都生まれ。総合地球環境学研究所長。霊長類学者。京都大学理学部卒業、同大学院で博士号取得。ゴリラ研究の第一人者であり、アフリカなどでゴリラの群れと暮らすなどの実績を積み、人類の起源を探ってきた。2014年から2020年まで京都大学総長を務める。『父という余分なもの』『京大というジャンルでゴリラ学者が考えたこと』など著書多数。

が起こらなくなっているからです。新しいものを生み出す力は、異なる個性を持つ人々が共鳴するところから生まれるのですから。

しかし最近では、こうしたシステムへの依存に疑問を持つ声も上がるようになってきました。特にコロナ禍で人と直接コミュニケーションをとる機会が極端に減った経験によって、人と人とのつながりの大切さが再認識されるようになってきたと思います。信用できる仲間によるソーシャルキャピタルをつくっていくには、共鳴し合える場を持つことと、繰り返し共鳴する時間を持つことが必要です。それを解決する方法として私が提案しているのが、「複数居住性」と「兼業」です。いまはテレワークもできますから、どこにいても仕事ができる業種が増えています。人を孤独にする原因となっている情報システムを逆にとり、ソーシャルキャピタルの構築に利用するのは。複数の拠点を持ち、それぞれの拠点で緩いコミュニティに加わり、個性を発揮しながら、信用できる仲間をつくっていく。埋もれていた能力が目覚めていくかもしれません。そういう人が増えることで、世の中はこれから大きく変化していくのではないかと思います。

中小企業の持つ「共鳴力」にも期待したい。中小企業にこそ共鳴する場が残されているからです。現場の社員が未来を考えながらアイデアを出し、社長もそれを聞いて製品づくりをしていくことができます。利益などの数値目標に走らず、知恵を出し合って質の高い製品をつくり出すことに喜びを見出す会社を目指してほしいですね。



山極壽一さんの

**ひらめきの瞬間
5つの質問**

山極さんの「ひらめきの瞬間」の詳細を動画でご覧いただけます

Q アイデアがひらめくのはどんな時ですか？

朝、目覚めそうで目覚めない時。そんなぼんやりしている時に、現実とは違う世界を空想して、アイデアがひらめくことが多いですね。

Q 初対面の人と話す時、何に気を付けていますか？

相手の顔を見ることでしょうか。表情を見て、相手のいっていることの本意を知ろうとします。あまり言葉を信用していないんです。でも気持ちは信用しているので、顔を見て話します。

Q 重要な決断の基準になるのは？

自分が考えたことかどうか、ですね。人にいわれたことで決断したくはないです。

Q オンとオフの切りかえはどうしていますか？

オンとオフの切りかえはないです。いつも「オフ」。あるいはいつも「オン」。切りかえないことにしています。だからプライベートという考えもありません。

Q 日課は何でしょうか？

酒を飲むこと。何でも飲みます。ワインでも、日本酒でも、焼酎でも、ビールでも。一人で飲むことはなく、だいたい誰かと一緒に飲んでいます。

山極さんの
スペシャル動画を
WEB版デジタルブック内で公開中！

WEB版
限定

各界のスペシャリストに学ぶ 経営のヒント
WEB限定
スペシャル動画
Vol.17
総合地球環境学研究所長
山極壽一 さん

▶

中小企業の強みとなる信頼力

インタビューテーマ
中小企業の強みとなる信頼力

閲覧方法

STEP 1 二次元コードを読み込む
(WEB版デジタルブックへアクセスします)

STEP 2 「ユーザー名」と「パスワード」を入力

ユーザー名 パスワード

STEP 3 誌面の赤く光る箇所をタップ

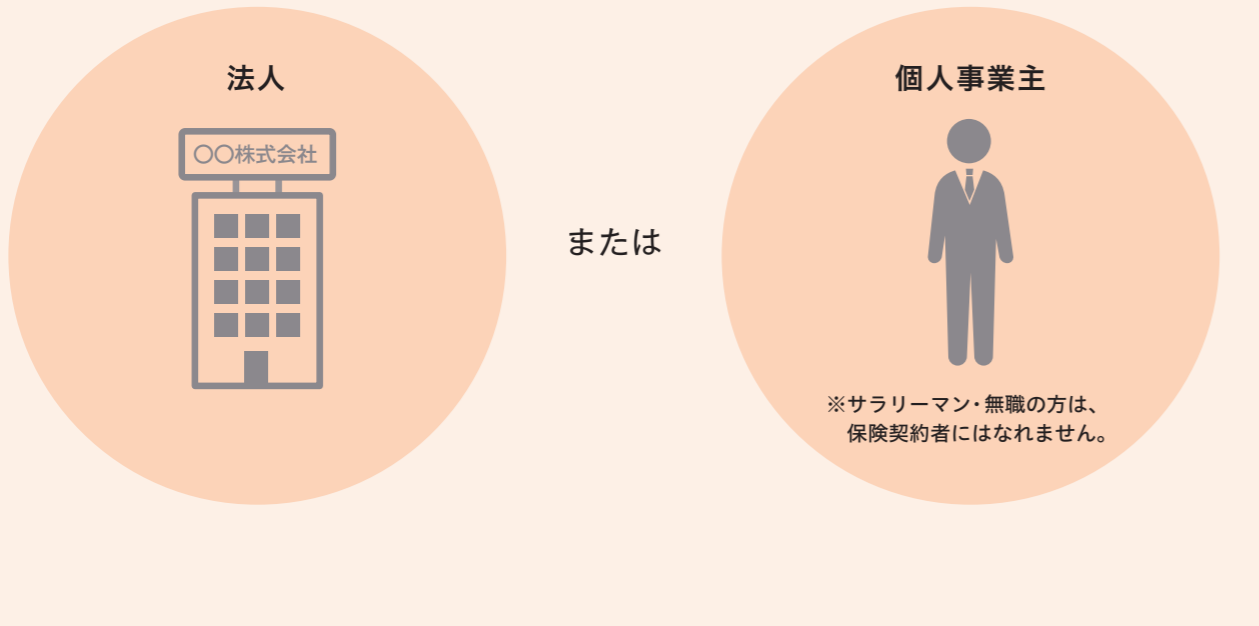
※デジタルブックの詳細は39ページをご覧ください。 ※動画は予告なく終了する場合があります。

契約内容(登録内容)に変更はありませんか?

大切なお知らせですのでご注意ください。

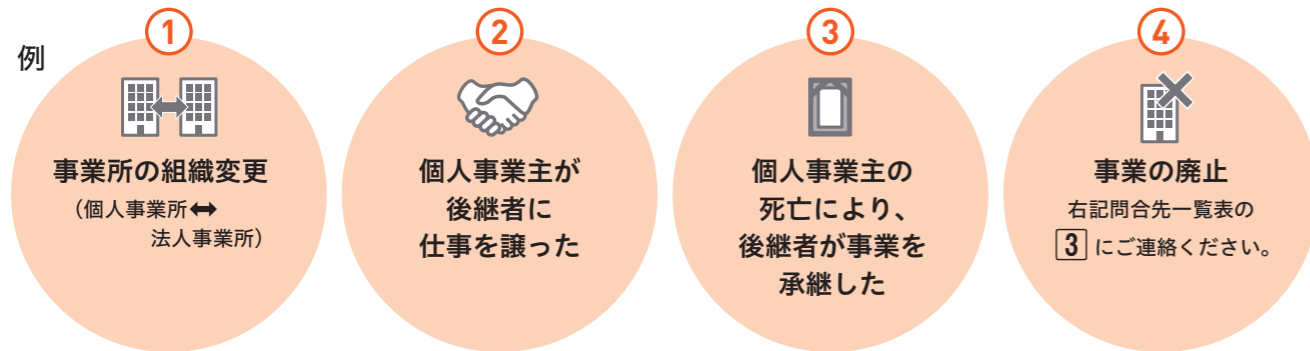
現在の事業形態・雇用形態は、加入時の事業形態・雇用形態から変更はありませんか?

1 保険契約者(会員)資格を有する方
あんしん財団の保険契約者(会員)は中小企業の法人または個人事業主です。



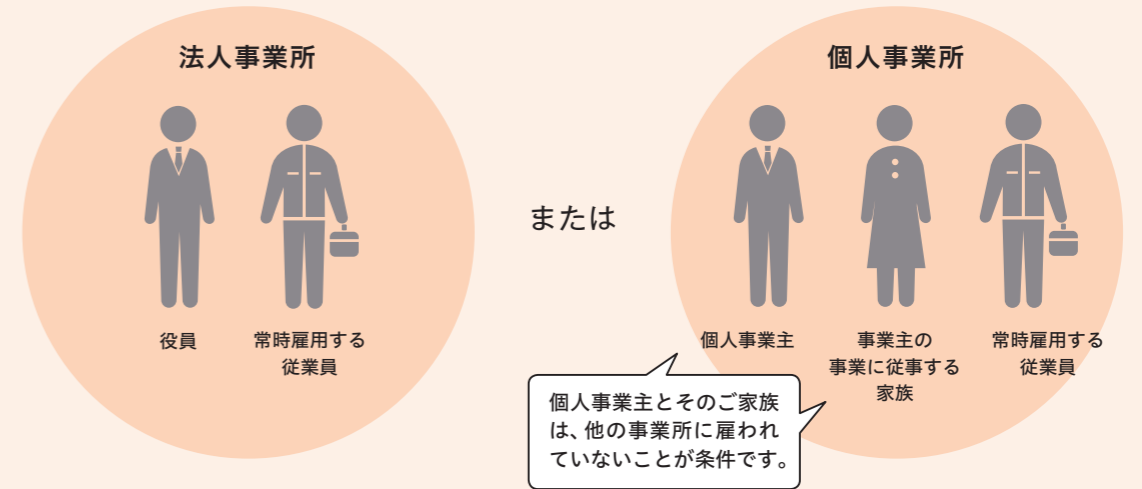
次の例に該当される場合は、速やかに当法人までお知らせください。

- 例①～③のような変更がある場合は、契約者変更の手続きが必要です。
- ④のように経営または就業の実態がなくなる場合は、退会の届出書をご提出いただく必要があります。



右記問合せ一覧表の①にご連絡ください。

2 被保険者(加入者)資格を有する方
被保険者(加入者)は会員事業所において、経営または就業の実態がある方です。



次の例に該当されるようになった場合は、継続してご加入できませんので減員の手続きが必要です。該当後の保険金の請求や補助金の申請はできませんので、速やかに当法人までお知らせください。



下記問合せ一覧表の③にご連絡ください。

変更などのご連絡

お電話から	受付内容	お問合せ先 (受付時間 9:00~17:30/土・日・祝日および年末年始除く) 番号のお掛け間違いにご注意ください。
①	・加入申込手続き(未加入従業員の増員など) ・保険契約者(会員)の変更手続き	通話料無料 0120-311-816 ☆最寄りの支局につながります。
②	・上記①以外の変更手続き(事業所所在地などの変更) ・会費支払(口座振替)に関する照会	通話料無料 0120-840-849
③	・契約更新や会員証に関する照会 ・退会(解約)や減員の手続き	通話料無料 0120-745-108
WEBから	https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/	



「要介護認定」を受けられた方は 減員手続きが必要です

大切なお知らせですのでご注意ください。

ご加入いただいている被保険者(加入者)が介護保険法に基づく要介護認定を受けた場合は、約款に規定する「被保険者になれない方」に該当します。
該当後は、保険金の請求や補助金の申請ができません。
減員の手続きが必要ですので、該当される方がいらっしゃる場合は、速やかに当法人までお知らせください。

【介護保険被保険者証 見本】

介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	内容
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	令和 年 月 日		開始年月日 終了年月日
住所		認定の有効期間	令和 年 月 日 年 月 日		開始年月日 終了年月日
フリガナ		居宅サービス等	区分支給 令和 年 月 日 年 月 日		開始年月日 終了年月日
氏名		1 (うち種類支給限度基準額)			

※【介護保険被保険者証 見本】は、サンプルです。
お住まいの市区町村により、色やデザインが異なります。

要介護1～要介護5のいずれかの記載のある方が該当します。
要支援1～2または事業対象者と記載のある方は、下記 **▲ご注意** の内容をご確認ください。



▲ご注意 「要介護認定」と「要支援認定」「事業対象者」では対応が異なります。

要介護認定※
(要介護1～5)



継続してご加入できません。
速やかに当法人までご連絡ください。

※身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」をお持ちの方でも、介護保険法に基づく要介護認定を受けられていない場合は、上記に該当しません。継続してご加入できます。

要支援認定
(要支援1～2)
事業対象者



継続してご加入できます。
会員事業所における経営や就業の実態がある方のみ継続してご加入できます。お仕事をされていない方は、速やかに当法人までご連絡ください。

満80歳で契約更新日を迎える方には 「継続申込書」のご提出をお願いしています

満80歳で契約更新日を迎える被保険者様は更新後の補償内容が一部変更となるため、加入継続のお手続きが必要です。満期の3か月前に封書で「継続申込書」をお送りしますのでご確認ください。
また、「継続申込書」のお手続きには返送期限がございますのでご注意ください。

なお、会員の皆さまにお送りする契約更新のご案内は、満80歳の被保険者様の有無により異なります。

満80歳の被保険者がいらっしゃる
会員の皆さま

満80歳の被保険者がいらっしゃらない
会員の皆さま

封書でお知らせします
(契約満了と契約更新のお手続きのご案内)

ハガキでお知らせします
(自動継続のご案内)

更新手続き 必要

更新手続き 不要
※現在と同じ補償内容で自動的に継続されます。

封書に同封されている「継続申込書」をご提出ください

※ご提出がない満80歳の被保険者様は、
現在の保険期間の満了日で自動的に減員となりますので、ご注意ください。

お手続き方法

- 封書に同封の記入例をご参照のうえ、「継続申込書」にご記入・ご捺印ください。
- ご記入いただいた「継続申込書」は、返信用封筒にて返送期日までにご提出ください。
※返送期日は、「継続申込書」のほか、更新手続きのご案内状にも記載しております。

減員手続き・契約更新に関する照会

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

お電話から 通話料無料 **0120-745-108** 番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



契約内容セルフチェックシートで 更新後の契約内容をご確認ください

保険契約を更新していただいた会員の皆さまには、更新後の契約内容を記載した『会員証兼保険契約更新証』と更新後の契約内容をご確認いただくための『契約内容セルフチェックシート』をお送りしています。『会員証兼保険契約更新証』に記載された契約者名や被保険者名などに相違がないかを必ずご確認ください。相違がある場合や、変更をご希望される場合は、当法人までご連絡のうえ、変更手続きに必要な届出書のご提出をお願いします。

※『会員証兼保険契約更新証』は、更新日を過ぎてから発送いたします。更新日には発行できませんのでご了承ください。

【契約内容セルフチェックシート 見本】

右側のチェックシートをご確認ください

TEL 0120-315-801
受付時間 AM9:00～PM5:30(土・日・祝日、年末年始を除く)

該当する項目があった場合は、
チェックシートに記載された連絡先までお電話ください。



●会員の皆さまにご契約いただいている「事業総合傷害保険」の保険期間は1年間です。

●保険契約の更新を迎えていない会員の皆さまにつきましても、
本誌16・17ページをご覧ください、該当する項目がありましたら当法人までお知らせください。

ご返送忘れの届出書は お手元にございませんか？

従業員が退職したので減員したい、事業を廃止したので退会したい等のご連絡をいただいた会員の方には、手続きに必要な届出書をお送りします。届出書がお手元に届きましたら必要事項をご記入・ご捺印のうえ、お早めにご返送ください。

なお、以前に減員や退会のご連絡をいただいた会員の方で、ご返送されていない届出書がお手元にございましたら、至急ご返送をお願いいたします。



電話連絡のみでは
お手続きが完了しません

お送りした届出書は、
お手元に届いた日からなるべく
2週間以内にご返送ください。



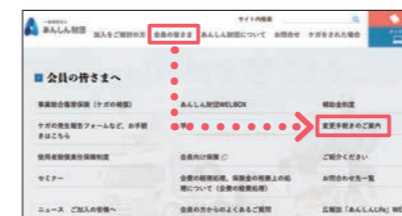
移転されたらお早めに！ 住所変更の届出はお済みですか？

会員がご契約時の所在地から移転された場合は、住所変更の届出が必要です。あんしん財団へのご連絡が遅れますと商品やサービスの変更に関する重要なお案内や契約更新に関する大切なお知らせ等をお届けできなくなりますのでご注意ください。なお、住所変更の届出は下記ダイヤル、もしくはホームページで行うことができます。

ホームページからのお手続き

STEP 1

あんしん財団トップページの「会員の皆さま」にカーソルを合わせ、「変更手続きのご案内」をクリック。



STEP 2

「◇お客様情報の変更」の一覧表内にある「住所・電話番号変更手続き」のボタンをクリック。



STEP 3

「住所・電話番号変更手続き」受付フォームからお手続きください。



※実際の画面とは異なる場合があります

変更のご連絡

WEBから

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

お電話から

通話料無料

0120-840-849

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)





もしもの事故でも安心！

ケガの補償 (事業総合傷害保険)

補償の内容

■ 保険の趣旨

この保険は「ケガをした被保険者およびその遺族の生活補償」ならびに「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるための保険です。

■ 保険契約者・保険金受取人 …… 中小企業の法人または個人事業主

■ 被保険者 …… 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

■ 保険金の種類・保険金額について

この保険は被保険者が日本国内または国外において、「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」に対して、普通保険約款に従い、保険契約者へ保険金をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢に応じ次の保険金をお支払いします。入院、通院、往診の保険金日額は、年齢に関係なく一律です。

ケガの補償	死亡したとき (死亡保険金)	満年齢に応じ(注1)	満80歳未満 2,000万円	満80歳以上 1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)		満80歳未満 2,000万円 (第1級)	満80歳以上 1,000万円 (第1級)	<ul style="list-style-type: none"> あんしん財団の等級表によります。 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じ、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。 事故日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する場合は、事故日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。 保険期間を通じ、第1級の保険金額をもって限度とします。
	入院したとき (入院保険金)	年齢に関係なく一律	1日につき 6,000円		<ul style="list-style-type: none"> 事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数(注2)。 外泊日は入院保険金の対象となりません。
	通院したとき (通院保険金)		1日につき 2,000円		<ul style="list-style-type: none"> 事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数で90日を限度(注2)。 実際に治療を受けた日数。
往診を受けたとき (往診保険金)	1日につき 4,000円		<ul style="list-style-type: none"> 事故日からその日を含めて180日以内に医師の往診を受けた日数(注2)。 往診とは、医師が自宅に訪問し治療することをいいます。 		

(注1)被保険者の満年齢は、保険責任の開始の日である保険期間の初日(増員の場合は、増員日)の満年齢が適用されます。

(注2)入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間、通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

ケガの補償 **3** つのポイント

- ① お工作中的ケガはもちろん日常生活のケガも補償します
- ② 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします
- ③ 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します

○ 保険金をお支払いできる例

○ スポーツ

- キャッチボール中にボールを取り損ね、突き指を負った



○ 仕事

- 溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした

○ 日常生活

- 自宅の台所で料理中、包丁で指を切った

○ 交通事故

- バイクで走行中、一時停止無視で飛び出てきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った

○ 通勤中

- 通勤途中、駅の階段で滑って転倒し、頭を打撲した

○ 国内/海外

- 旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした

✕ 保険金をお支払いできない例

- テニスの練習のしすぎで肘に炎症を起こし、テニス肘になった



○ お支払いできない理由

上顎炎(いわゆるテニス肘・ゴルフ肘)、肩関節周囲炎(いわゆる四十肩・五十肩)、腱鞘炎などはお支払いの対象となりません。繰り返しの動作や使いすぎによる炎症は、ケガに該当しないためです。

- 入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った

○ お支払いできない理由

疾病(病気)は、お支払いの対象とはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象とはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。

- 重い荷物を持ってギックリ腰になった

○ お支払いできない理由

腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。ギックリ腰・腰部捻挫・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発症の原因にかかわらずお支払いの対象となりません。

詳細は普通保険約款をご覧ください。普通保険約款はあんしん財団ホームページにて確認できます。

保険金請求・受付専用窓口

WEBから

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/>

お電話から

通話料無料

0120-611-616

番号のお掛け間違いにご注意ください。

(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



ケガをしてしまったらお早めに！ 保険金の請求方法



「保険金の請求方法」を動画でご覧いただけます

①
ご連絡を
いただく前に

スムーズに保険金お支払い手続きをさせていただくため、以下の内容をご確認のうえ、ケガをした日からその日を含めて30日以内にご連絡ください。

- 会員番号（証券番号）
※会員番号は、「会員証兼保険証券」または「会員証兼保険契約更新証」でご確認ください。
- ケガをした方の名前
- ケガをした方のお仕事状況
- ケガをした日時（事故発生日時）
- ケガをした時の状況（どこで、どのようにケガをしたのか）
- ケガをした体の部位
- ケガの名前（傷病名、診断名）
- 治療先の医療機関の名前

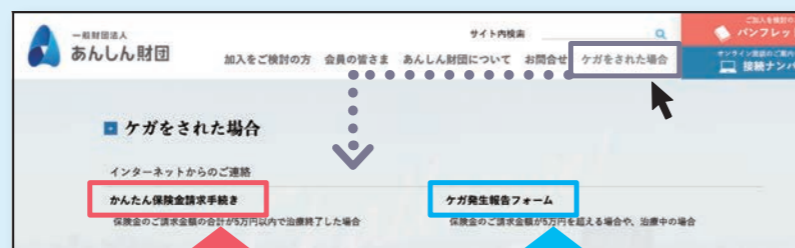
※事故状況やケガの内容などにより、そのほかに追加でお伺いする場合があります。

②
あんしん財団へ
ご連絡

ケガの発生報告は、あんしん財団ホームページの専用フォームおよび電話やFAXにて、受付しております。

ホームページでのご連絡

- あんしん財団トップページから「ケガをされた場合」にカーソルを合わせる



保険金のご請求金額の合計が5万円以内で、治療が終了している方は、「かんたん保険金請求手続き」をご利用いただけます。入力内容をもとに保険金請求書類（PDFファイル）が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

保険金請求金額が5万円を超える場合や、治療中の方は、「ケガ発生報告フォーム」をご利用ください。ご記入用の保険金請求書類を郵送いたします。

※ご連絡内容について確認が必要な場合、あんしん財団からお電話をさせていただくことがあります。

電話でのご連絡

通話料 無料 0120-611-616

受付時間/9:00~17:30
土・日・祝日および年末年始除く。
番号のお掛け間違いにご注意ください。

FAXでのご連絡

03-5362-2063

受付時間/24時間365日
FAX番号のお間違いにご注意ください。

専用の「FAX連絡票」に必要事項をご記入のうえ、上記番号までお送りください。
※FAX連絡票はあんしん財団ホームページ（保険金の請求方法）よりダウンロードできます。

③
請求書類の
ご返送

あんしん財団より請求書類をお送りします

ご連絡をいただいた後に、保険金の請求書類を郵送いたします。必要な書類をお取り揃えのうえ、あんしん財団までご返送ください。

※請求書類の発送は、ご連絡日の翌営業日以降となる場合があります。

※ホームページ「かんたん保険金請求手続き」をご利用の方は、入力内容をもとに保険金請求書類（PDFファイル）が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

●入院・通院・往診の保険金のご請求に必要な書類(主なもの)

- ① お客さまにご用意いただく書類
 - 医療機関発行の領収書のコピー
※ない場合は診察券のコピー（両面）。
 - 運転免許証（両面）や操作証明書等のコピー
※運転資格や操作資格が必要な乗用具・機械でのケガの場合。
 - 交通事故証明書
※交通事故でのケガの場合。コピー可。
- ② あんしん財団所定用紙
 - 保険金請求書 兼 診療状況申告書
 - 診断書（診療証明書）
※保険金請求金額などによっては省略可。
 - 関係先調査同意書
 - 加入資格確認申告書
※ケガをした方が75歳以上の場合。

●保険金のご請求金額、事故や治療の内容などにより、必要な書類は異なります。上表以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

請求書類のご返送に関する お願い

保険金の請求書類は、右記の時点で速やかに
お送りください。

ケガをした日から
180日以内に
治療が終わった場合
↓
治療が終了した
時点

ケガをした日から
180日を超えて
治療している場合
↓
180日を過ぎた
時点

※入院・通院・往診の保険金は、ケガをした日から180日以内に治療した日数（通院は180日以内のうち90日分が限度）がお支払いの対象です。

請求書類の確認
(審査)

ご提出いただいた請求書類を確認（審査）させていただきます。確認（審査）の結果、事実関係・加入資格などの追加確認をしたり、治療の内容などについて医療機関等へ照会したりする場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

④
保険金のお受取り

保険金のお振込み手続き完了後、支払通知を郵送いたします。保険契約者（中小企業の法人または個人事業主）名義の口座へ保険金をお振込みいたします。

保険金のご請求をお忘れではありませんか？



迅速に保険金をお支払いさせていただくため、お客さまには、お早めのケガの報告および請求書類のご提出をお願いしております。

ご請求が遅れますと、請求書類の確認(審査)に時間を要する場合があります。また、必要な書類をすべてご提出いただかないまま請求期限を超過しますと、請求権は時効により消滅し、保険金をお支払いすることができなくなりますので、ご注意ください。

保険金のご請求忘れがないか、いま一度ご確認ください

- ケガのご報告をしていない事故はありませんか？**
あんしん財団ホームページまたは、電話・FAXにて速やかにご報告ください。
- ケガのご報告後、請求書類のご提出時期が過ぎても未請求のままになっている事故はありませんか？**
書類がお手元にない方には、再度お送りしますので、下記専用窓口までご連絡ください。
- ご提出いただいた請求書類に不備・不足があり、その後の書類の再提出がないままになっている事故はありませんか？**
ご提出書類について確認がある場合、担当者よりご案内いたします。必要書類がすべて揃いませんと、お支払い手続きが進みませんので、ご注意ください。

スムーズなお手続きのために よくあるご質問

Q1	 ケガをしてしまった！ 連絡はいつすればいいの？	ケガの状況や症状についてご確認のうえ、ケガをした日からその日を含めて30日以内にご報告ください。治療中でも受付可能です。 また、 <u>あんしん財団ホームページの専用フォームから24時間いつでもケガのご連絡ができますので、ぜひご利用ください。</u>
Q2	 保険金の請求書類はいつ提出すればいいの？	保険金の請求書類は、下記の時点で速やかにご返送ください。 ・ケガをした日から180日以内に治療が終わった場合 → 治療が終了した時点 ・ケガをした日から180日を超えて治療している場合 → 180日を過ぎた時点 ※入院・通院・往診保険金は、ケガをした日から180日以内に治療した日数(通院は180日以内のうち90日分が限度)がお支払いの対象です。

→ケガのご連絡の際は、本誌24・25ページ「保険金の請求方法」をご確認ください。

保険金請求・受付専用窓口

WEBから

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/>



お電話から

0120-611-616

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

職場の環境改善のための補助金制度 年度末申請の締切りについて

補助金の2022年度分の申請は 2023年3月31日(金)書類受付分までです

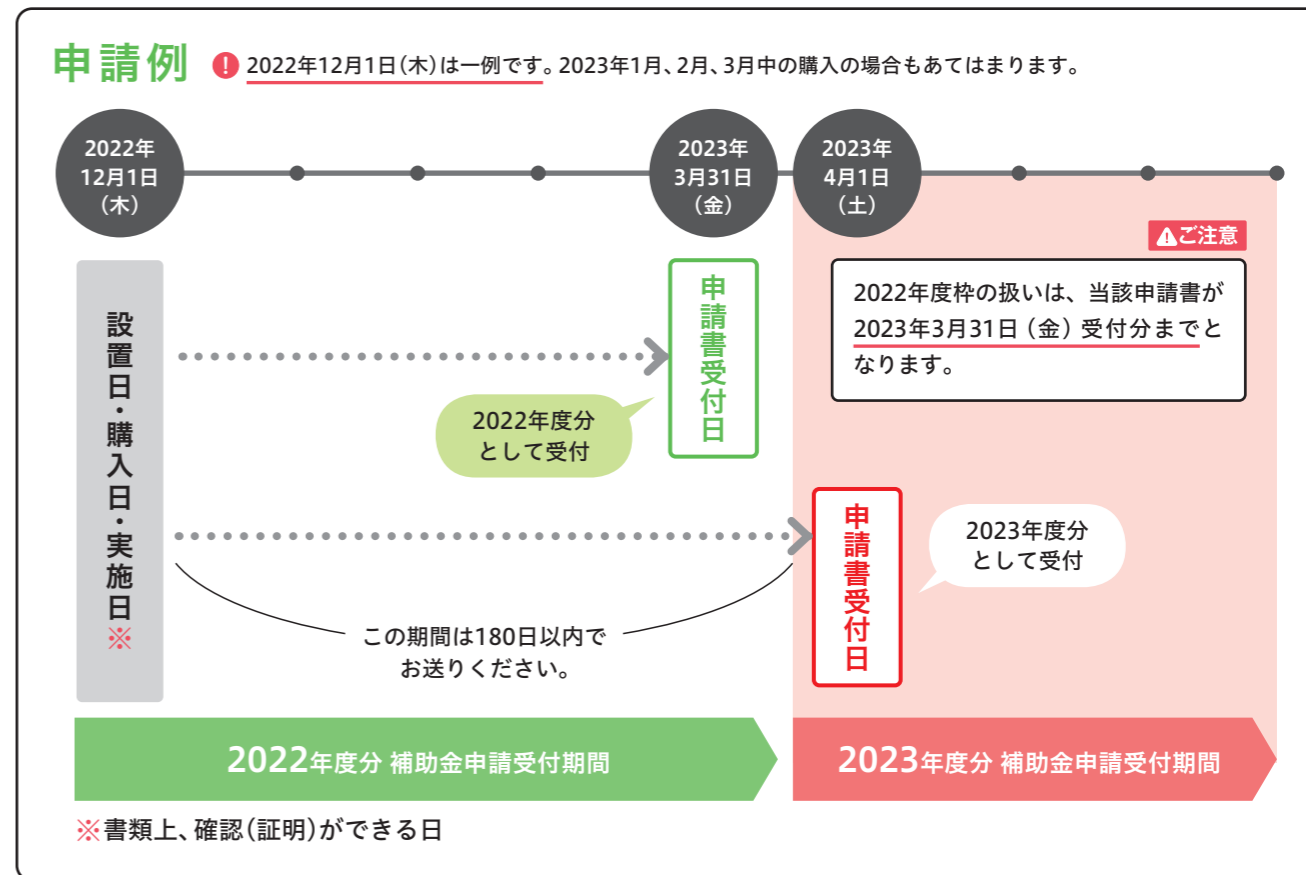


職場の環境改善のための補助金制度には、年度毎にご利用いただける補助限度額の枠があります。2022年度枠の扱いは、当該申請書が2023年3月31日(金)受付分までとなります。下記をご参照ください。なお、年度末は申請が集中し、お支払いに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事由発生日	申請書受付日	所属年度
補助事由発生日(設備の設置日、購入日あるいは実施日)の翌日から180日以内のもの	2023年3月31日まで	2022年度
	2023年4月1日以降	2023年度

【ご注意ください】

・申請期限は、補助事由発生日(設備の設置日、購入日あるいは実施日)の翌日から起算して180日以内です。郵便事情によって日数を要することがありますので、申請書は余裕を持ってご発送ください。



職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEBから

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>



お電話から

0120-512-511

番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

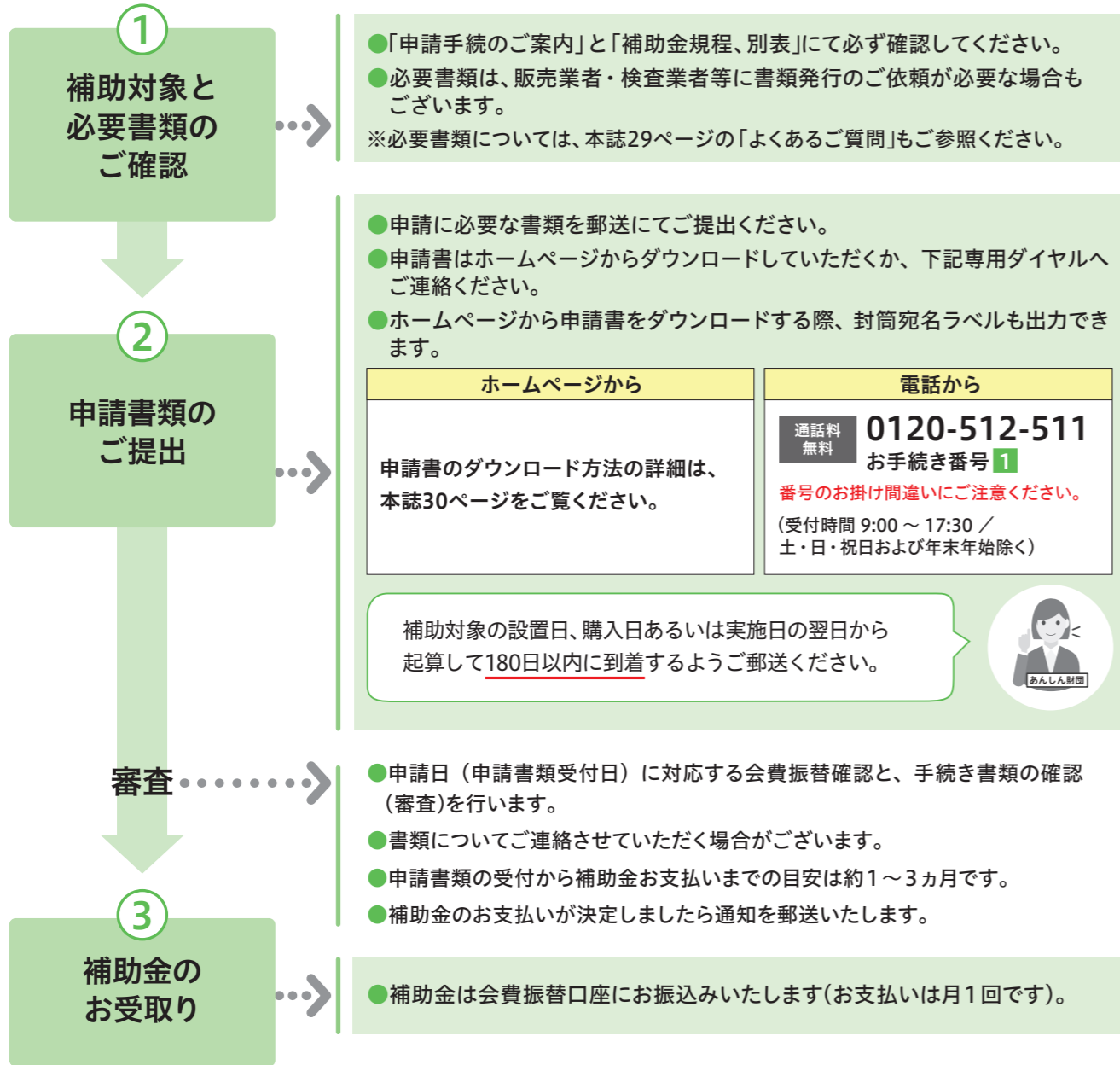
1

お手続き番号

職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて

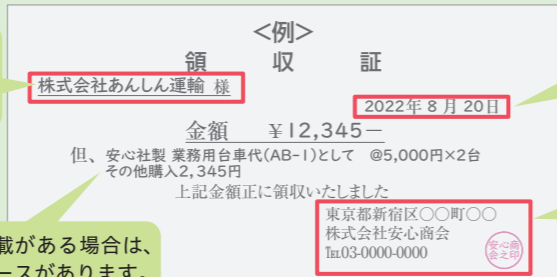
スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

申請手続きの流れ



領収書記載例 必須項目：(1)宛名(支払者名)、(2)支払日(領収日)、(3)販売業者・検査業者(領収者)名

(1)宛名欄に、会員登録が法人の場合は法人名、個人の場合は屋号または代表者(フルネーム)が宛名として記載されている。



(2)支払日(領収日)の記載がある。

(3)領収者として、販売業者や検査業者等の名称の記載と押印がある。

※但書きに、明細と同等の記載がある場合は、明細書の写が不要となるケースがあります。

必要書類に関する「よくあるご質問」を紹介します

添付書類について

- 1 補助金の申請にはどのような書類が必要ですか？**
「各補助金の申請書」、「領収書の写」、「明細書(請求書や納品書等)の写」の3点が必要です。そのほか、申請する補助金の種類により添付が必要な書類がございます。詳しくは「申請手続きのご案内」にてご確認ください。
- 2 「領収書の写」は、対象設備購入時に販売店でもらった「レシート」でもよいですか？**
「宛名欄」があり、「宛名(支払者=登録会員名)」の記載があれば、「領収書の写」としてご申請が可能です。
⚠️「宛名欄」のないレシートでは「領収書の写」となりません。
※なお、「宛名欄」があっても「宛名(支払者=登録会員名)」の記載がない場合は、販売店での追記依頼等のご対応をお願いする場合がございますので、ご注意ください。
- 3 「明細書の写」が用意できません。**
明細書の写は必ず必要となります。ただし、領収書の但書に明細と同等の記載^(注1)がある場合(本誌28ページ「領収書記載例」参照)は、明細書の写が不要となるケースがありますのでお問合せください。
(注1)明細と同等の記載…メーカー名・商品名(型番・品番)・単価・個数
または受診日・受診項目・単価・人数
- 4 「明細書の写」として提出予定の請求書は、補助金の申請と関係のない請求分ページも必要ですか？**
「明細書(請求書や納品書等)の写」は、領収書と金額が一致しているものが必要です。
今回の補助金申請と関係のない請求分が含まれるページがある場合でも、すべてのページの写をご提出ください。
※切る、貼る、折るなどの加工はしないでください。
※多ページにわたる場合は「販売(設置)証明書」のご利用をご検討ください(下記5参照)。
(ホームページの「9つの補助金」画面からダウンロードいただけます。)
- 5 「販売(設置)証明書」は必ず必要ですか？**
販売(設置)証明書が必要になるのは下記の場合のみです。
・明細書がないとき
(領収書に明細書と同等の記載^(注1)がある場合は不要です(本誌28ページ「領収書記載例」参照))
・明細書が多ページにわたる場合で、明細書の代用とするとき(上記4参照)
・明細書に品名や品番がなく、購入品が補助対象設備であるか否かが判断できないとき
⚠️ ご注意ください
●販売(設置)証明書は、販売業者や施工業者の方にご記入いただく書類です(申請者(会員)が記入した場合は無効です)。
●販売(設置)証明書は、領収書の代用にはなりません。

インターネットショッピングをご利用の場合

- 6 WEB発行の領収書で申請できますか？(お客様ご自身で「宛名」を記入するタイプの領収書)**
補助金の申請には、原則、販売店が発行した領収書が必要です。ただし、下記に該当する場合はショッピングサイト(WEB)から出力した領収書でもご申請が可能になります。
申請可能な場合

法人事業所	支払者(請求先)やクレジットカードの名義(引落口座が法人)に会員法人事業所名が印字されている場合
個人事業所	支払者(請求先)やクレジットカードの名義に代表者ご本人様のお名前が印字されている場合

⚠️ 注文者名(アカウント名)は、法人の場合は法人名、個人事業所の場合は代表者名のもの対象になり、それ以外は原則対象になりません。

職場の環境改善のための補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/application/>

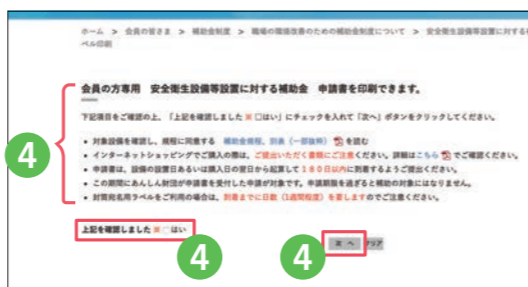
お電話から 通話料 無料 **0120-512-511** お手続き番号 **1** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



職場の環境改善のための補助金制度 申請書のダウンロード方法

職場の環境改善のための補助金制度の申請書は以下の方法でダウンロードできます。

- 1 あんしん財団ホームページのトップページ「会員の皆さま」にカーソルを合わせ、「補助金制度」をクリック。
- 2 職場の環境改善のための補助金「申請書印刷はこちらから」をクリック。
- 3 ご利用になる補助金それぞれの「申請手続きのご案内」「補助金規程、別表（一部抜粋）」をクリックし、内容を必ず確認後、「申請書・封筒宛名ラベル」をクリック。
- 4 記載項目を確認し、「上記を確認しました※□はい」にチェックを入れ、「次へ」をクリック。「申請書・封筒宛名ラベル(PDFフォーム)」をクリックし、補助金申請書が表示されたら、直接、必要事項を入力する。入力完了後、印刷して代表印を押印し、必要書類と一緒に郵送。
※必要書類については本誌29ページもご参照ください。



※実際の画面とは異なる場合があります

●各種申請書につきましては、あんしん財団ホームページのトップページ「お問合せ」からもダウンロードが可能です。こちらもご活用ください。

職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** お手続き番号 **1** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ

2024年3月31日の受診分をもって終了します

福利厚生事業(お客様サービス事業)の一環として会員の皆さまに提供しております「健康管理のための補助金制度」のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、**2024年3月31日の受診分をもって終了**することといたしました。本制度は、「労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的として2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「受診の普及・促進」の役割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度	
定期健康診断 補助金制度	人間ドック 補助金制度
2024年3月31日までの受診分が補助の対象となります。	現行と変更ありません。
受診日が2024年4月1日以降の場合は対象とはなりません。※	

※2024年3月31日までの受診であれば、あんしん財団の補助金申請書類の受付(受領)が2024年4月1日以降であっても、審査のうえ補助金をお支払いします。ただし、受診日の翌日から起算して180日以内にあんしん財団が申請書類を受付(受領)することが必要となりますのでご注意ください。

2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について

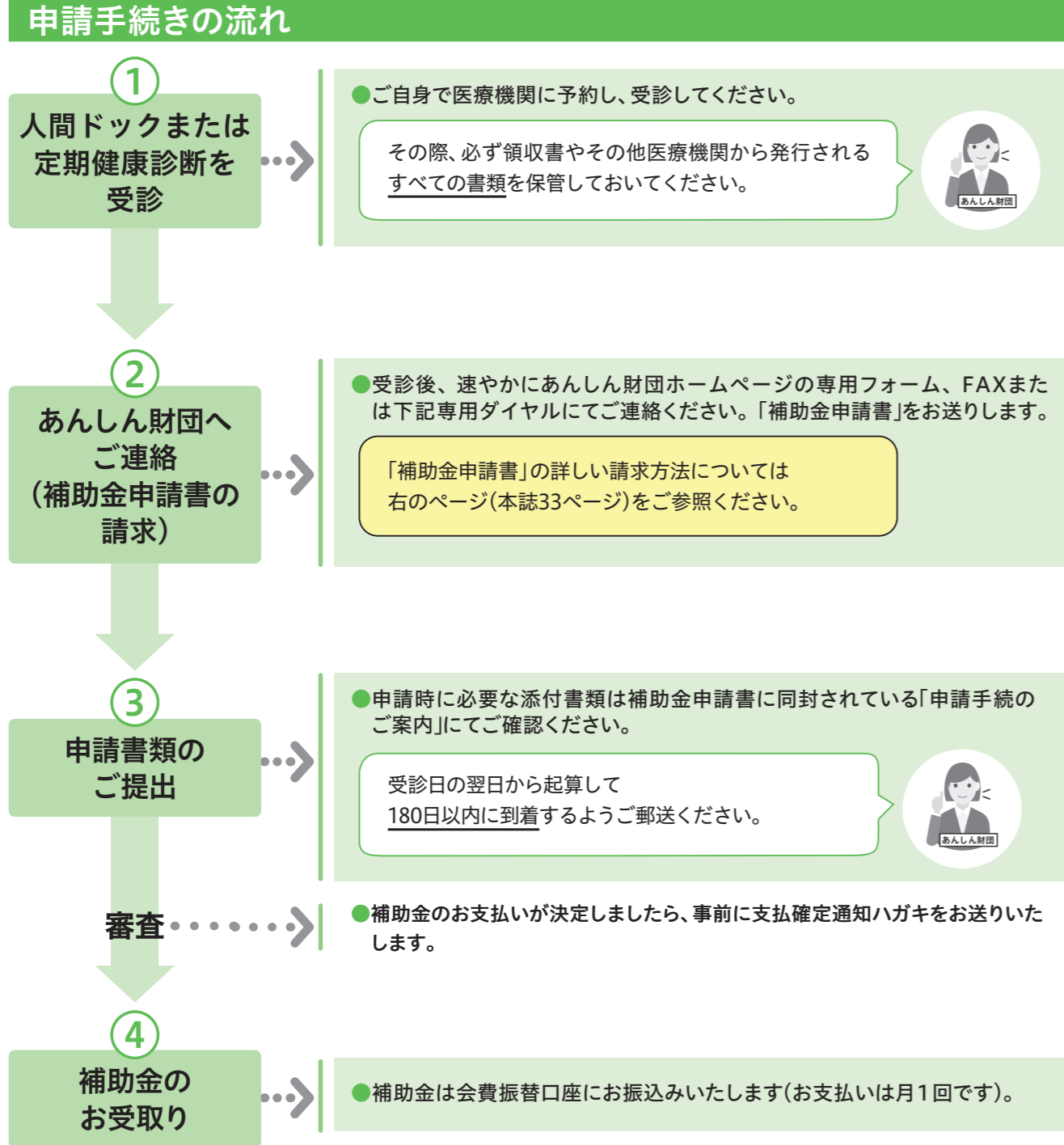
あんしん財団では、**2024年4月**から、中小企業にとって重要性が高まりつつある『従業員の健康管理』に関する新サービスの提供を開始します。このサービスは、会員事業所の従業員の皆さまご自身で健康情報管理・目標設定・行動記録のPDCAサイクルをまとめて行えるWEB・アプリサービスです(加入者限定のサービスとなります)。



お持ちのパソコンやスマートフォンで、楽しみながら健康活動を継続できるサービスメニューを開発中です。サービス内容は詳細が決定次第、皆さまにお知らせいたします。ぜひご期待ください!!

健康管理のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。



人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法

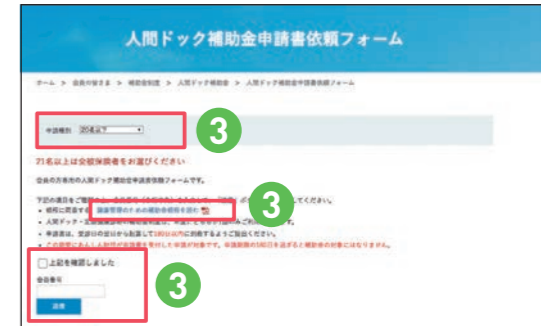
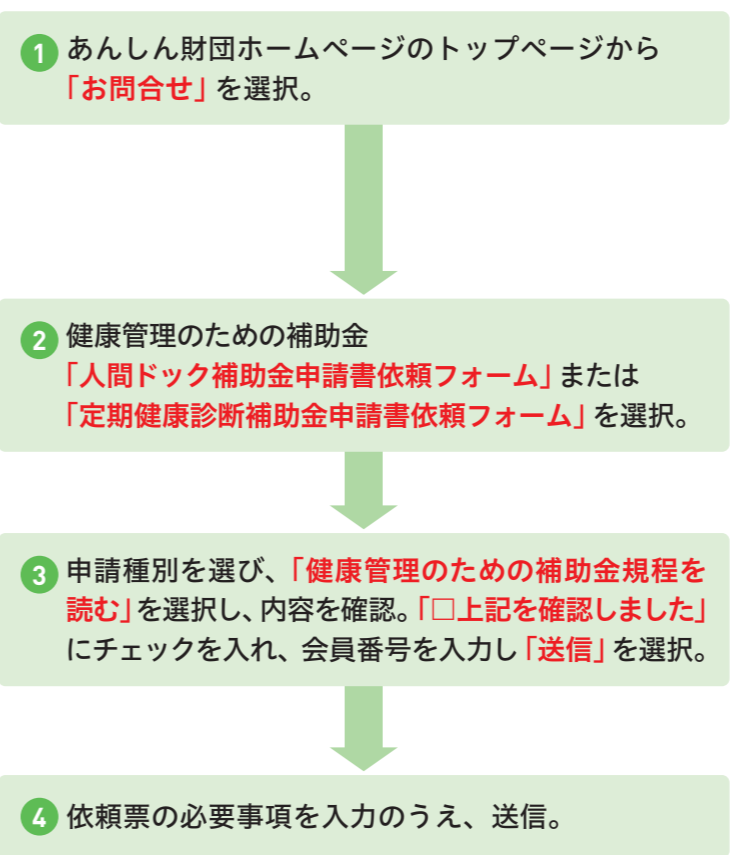
- 人間ドック補助金
- 定期健康診断補助金

あんしん財団ホームページの「補助金申請書依頼フォーム」より、人間ドック・定期健康診断の補助金申請書を請求できます。

送信された内容をもとに、あんしん財団から補助金申請書を送付いたします。

※「補助金申請書依頼フォーム」のご利用にあたり、会員番号の入力と補助金規程の確認が必要です。
会員番号は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。

健康管理のための補助金制度の申請書は下記の方法で請求できます



※実際の画面とは異なる場合があります

FAXでも申請書を請求できます

03-5362-2066

受付時間/24時間365日
FAX番号のお間違いにご注意ください。

「会員の皆さま」→「補助金制度」→「人間ドック補助金」または「定期健康診断補助金」→「FAX連絡票ダウンロード」を印刷し、必要事項を記入してFAXを送信。

人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



健康管理のための補助金制度 よくあるご質問

申請のタイミングについて

- 1 補助金の申請書類はいつまでに提出すればよいですか。
申請期限は受診日の翌日から起算して180日(実日数。半年ではありません)以内にあんしん財団が受付したものが対象です。180日を超えた場合はお支払いの対象とはなりませんので受診後は、お早めのご申請をお願いします。


補助金の対象(対象者・病院・検診の種類)について

- 2 あんしん財団に加入していない従業員が受診した場合も対象になりますか。
申し訳ありません。補助金の対象者は加入者(被保険者)となります。
- 3 どこの病院で受診すればよいですか。
日本国内の病院(医療機関)で受診したものであれば補助金申請の対象となります。
- 4 人間ドックと定期健康診断の両方を受診した場合、両方とも補助金の対象となりますか。
1年度間(4月1日～翌年3月31日)に人間ドックもしくは定期健康診断のどちらか1回となります。
- 5 定期健康診断はどんな健康診断でも対象となりますか。
労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた検査項目を受診したものが対象となります。
- 6 市区町村の健康診断は対象となりますか。
特定健康診査(特定健診)や市区町村で実施している健康診断(再検査を含みます)などは検査項目不足のため、対象外となる場合があります。
- 7 各種協会、団体などから法定健診部分に対して補助が出ており健診費用が無料の場合は補助の対象となりますか。
法定健診部分に費用負担が発生していない場合は、補助の対象外となります。

申請書類について

- 8 申請に必要な書類を教えてください。
受診者名(フルネーム)または登録事業所名が記載されている支払を証明する書類(領収書・振込書類)および受診内容がわかる書類が必要です。

ホームページにも「会員の方からのよくあるご質問」を掲載しています


 こちらからアクセスし、「カテゴリ」で選択のうえご覧ください

上記でご紹介した内容は一部になります。その他の人間ドック・定期健康診断補助金の内容や申請方法などに関する「よくあるご質問」はホームページでもご覧いただけます。

人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** お手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



未加入従業員さまのご加入のおすすめ

ご加入いただいております財団制度に、2018年4月より、人材確保に貢献する企業向けの福利厚生サービス「あんしん財団 WELBOX」が自動付帯されました。また、**労災時の「使用者賠償責任保険制度」は、すでに2014年3月24日から自動付帯されています。**いずれも、財団制度にご加入の従業員等の皆さまのみが対象となります。

ご加入されていない従業員さまがいらっしゃいましたら、この機会にぜひご加入されますことをおすすめいたします。お手数ですが、いま一度、ご加入されている方のご確認をお願い申し上げます。



あんしん財団の制度に自動付帯されているサービス (お客様サービス事業)

1 あんしん財団 WELBOX

大手企業並みの福利厚生サービスで社員の定着・募集に貢献!

国内宿泊 幅広いニーズに対応可能な宿泊施設 国内約 42,000 施設 <small>(2022年3月現在の情報です)</small>	無料eラーニング 語学、資格取得、ビジネススキル講座など無料で受講可能! 500 講座以上
ほかにも 育児・介護 グルメ リラクゼーション・美容 エンタメ・スポーツ 無料相談サービス など豊富なサービスをご利用いただけます!	<small>※画像はイメージです。</small>

※「あんしん財団 WELBOX」は、株式会社イーウェルが提供する福利厚生サービスです。あんしん財団の制度に自動付帯されています。※ご利用にあたってはあんしん財団ホームページからの利用登録が必要です。詳しくは本誌36・37ページをご確認ください。

2 使用者賠償責任保険制度

労災事故における使用者の賠償責任を補償! 労災事故の際の高額な訴訟リスクに、しっかり備えられます。

あんしん財団を保険契約者、●支払限度額(1会員事業所単位)

1 加入者あたり	3億円	1 事故あたり	10億円
----------	------------	---------	-------------

(2014年3月24日から1年間は、1加入者/1事故あたり2億円)

◆ 追加のご加入については、まずは下記までご連絡ください。◆

追加加入の連絡先

通話料無料 **0120-311-816** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く) 最寄りの支局につながります。

「あんしん財団WELBOX」に登録

して、お得なサービスを利用しよう!

ウェルボックス

「あんしん財団WELBOX」とは

さまざまな施設やサービスを会員料金や特典付きで利用できる福利厚生サービスです。

メニュー数は約**46,000**点。あんしん財団の会員(被保険者)の方なら、WEBで会員登録後、すぐにご利用いただけます。



[メニュー一例]

宿泊施設

健康・スポーツ

子育て

レジャー・エンタメ

グルメ・ショッピング

学び

※画像・イラストはイメージです。※メニュー数は2022年3月時点の情報です。メニュー内容、メニュー数等は予告なく変更する場合がございます。

登録方法

check 事前にご確認ください

「あんしん財団WELBOX」のご登録には

① あんしん財団
会員番号
(数字8桁)

② あんしん財団
被保険者番号
(数字3桁)

が必要です。

「会員証兼保険証券」
または
「会員証兼保険契約更新証」
に記載されています

STEP /

① 登録ページへアクセス

■「あんしん財団WELBOX」のページへアクセス
(<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/anshinzaidan-welbox/>)

あんしん財団WELBOX 検索

スマートフォン
タブレットは
こちらから

「はじめての方はこちらから」
をクリック。

「はじめての方」の画面で
あんしん財団会員番号と
仮パスワードを入力します。

**あんしん財団
会員番号(数字8桁)
を入れてください**

**仮パスワードは
「aw2018」
と入れてください**

STEP /

② お客様情報入力

下記の各ページで、確認・入力作業を行ってください。

① 利用規約の確認

内容を確認し、お客様情報の入力画面へ移動します。

② 会員登録

お客様情報を入力します。

入力項目

パスワードの設定、秘密の質問、氏名、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、**あんしん財団被保険者番号(数字3桁)**、会員事業所名

③ 入力画面のご確認

内容を確認し、登録します。

④ メールを受信

登録したメールアドレスに最終登録手続きメールが届きますので、受信メールを確認します。

STEP /

③ メール受信・最終手続き

登録したメールアドレスに届いたメール本文に、「WELBOX会員番号」が記載されていますので、必ず控えてください。

メールに記載がある最終登録手続きページのURLへ24時間以内にアクセスし、「最終登録手続き」を行い、登録完了となります。

WELBOXにご登録する必要がありますので、大切に保管いただきまようお断り申し上げます。

■会員番号 : 8076-xxxxxxx

「WELBOX会員番号」は必ず控えておきましょう

最終登録手続きページのURLへ24時間以内にアクセスしてください

ここをクリックして登録完了

※各画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

「あんしん財団WELBOX」に関するお問合せ

WELBOXに初めてご登録される方

あんしん財団の会員番号・被保険者番号・保険契約・登録方法などについてのお問合せ先

あんしん財団お客様サービス事業部

通話料 無料 **0120-157-182**

平日9:00~17:30(土・日・祝日および年末年始除く)

※時間帯・曜日によって混み合うことがあります。その場合は時間をおいてお掛け直してください。

※情勢により営業時間を変更する場合がございます。

WELBOX会員登録がお済みの方

利用方法・サービス内容についてのお問合せ先
※お電話の前にWELBOX会員番号を必ずご確認ください。

WELBOXセンター

通話料 無料 **0120-964-545**

全日10:00~21:00(年末年始除く)

注意事項

※「あんしん財団WELBOX」とは、あんしん財団が株式会社イーウェルへ委託し、会員事業所の皆さまへ提供する福利厚生サービスです。サービスのご利用可能期間は、保険契約期間と同じです。契約期間は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。ただし、新規会員の方のご利用開始日は、会員証兼保険証券が到着した日からになります。
※あんしん財団の退会、契約内容変更にもない「あんしん財団WELBOX」の利用停止処理を行います。その際、ポイント制度で貯めていたWELコインも消滅しますのでご注意ください。
※各メニューのサービス内容や会員特典は予告なく変更する場合がございます。またメニューにより一部会員特典対象外の商品やサービスがございます。最新の会員特典や料金、キャンペーン情報などは「あんしん財団WELBOX」会員専用ホームページでご確認ください。

あんしん財団のホームページをご活用ください

便利です!



あんしん財団のホームページでは、会員の皆さま向けに、サービス利用に関するご案内を掲載しているほか、各種手続きの申請、提出書類のダウンロードなどが24時間・365日いつでも可能です。ぜひご利用ください。

STEP 1 あんしん財団のホームページへアクセス

スマートフォンはこちらから!



あんしん財団 検索

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/>

STEP 2 「会員の皆さま」をクリック!

※「会員の皆さま」にカーソルをあわせた際に文字のみのメニュー画面も表示されます。こちらからも、サービスを選択できます。

STEP 3 ご利用になりたいサービスを選択

主なサービスのご案内

① 広報誌「あんしんLife」WEB版

広報誌「あんしんLife」のデジタルブックをパソコンやスマートフォンから閲覧できます。

② あんしん財団からのお知らせ

「あんしんLife」最新号に掲載している保険契約や各種補助金に関する最新のご案内を抜粋して掲載しています。

①②を閲覧する際は
下記のユーザー名・パスワードの入力が必要です。

ユーザー名

anshin

パスワード

8W25Bst4

大文字 小文字

③ 事業総合傷害保険(ケガの補償) ▶本誌22~26ページ

保険金の請求方法やケガの補償内容に関するご案内を掲載しています。

④ あんしん財団 WELBOX ▶本誌36~37ページ

「あんしん財団 WELBOX」のご案内を掲載しています。

⑤ 補助金制度 ▶本誌27~34ページ

申請手続き方法、申請書のご案内などを掲載しています。

⑥ 学ぶ

WEB講習会・セミナーのご案内などを掲載しています。

⑦ 使用者賠償責任保険制度

使用者賠償責任保険制度の詳細のご案内を掲載しています。

⑧ 変更手続きのご案内 ▶本誌16~21ページ

ご登録情報の変更手続きのご案内などを掲載しています。

⑨ 会費の経理処理、保険金の税務上の処理について

会費の経理処理や保険金・補助金の税務上の取扱いに関するご案内を掲載しています。



※実際の画面とは異なる場合があります

広報誌「あんしんLife」デジタルブックの閲覧方法



使い方いろいろ。便利な機能が満載!

下記の手順で「あんしんLife」WEB版のページへアクセスし、会員専用のユーザー名・パスワードをご入力の上ご覧ください。



※実際の画面とは異なる場合があります

Information | インフォメーション

応急手当技能向上活動に対して 四谷消防署長より感謝状が授与されました



四谷消防署長の佐藤氏(左)より感謝状を受けた山岡理事長

令和4年(2022年)度「救急医療週間(9月4日~10日)」*期間中の9月5日(月)に、東京消防庁四谷消防署長より、当法人の長年にわたる応急手当技能向上活動に対して、感謝状が授与されました。

当法人では中小企業の職場における救急救命体制づくりの一助となるよう、平成17年(2005年)度から継続して普通救命講習を実施しており、救急行政への深い関心と理解が評価されました。

この日は、東京消防庁四谷消防署長の佐藤睦氏と、同署警防課救急係課長補佐の岩元秀太氏、同課救急係主任の樺原三恵氏が当法人の本部を訪れ、山岡理事長へ感謝状が贈呈されました。

※「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、9月9日を「救急の日」、この日を含む一週間(日曜日から土曜日まで)を「救急医療週間」としています。

●総務省令和4年9月2日報道資料「令和4年度『救急の日』及び『救急医療週間』より抜粋

編集後記

広報誌「あんしんLife」11月号をお読みいただきありがとうございます。当法人では、安全衛生意識向上を図るための啓発活動として、2005年度から会員の皆さまを対象に、心肺蘇生法やAEDの使い方など応急手当を習得いただけるよう、普通救命講習を実施しており、今般、その取り組みに対して四谷消防署長より感謝状が授与されました。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため普通救命講習は実施できておりませんが、今後、感染状況を確認しながら再開を検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。(K)

次号予告 | 2022年12月号

FOCUS(フォーカス)

従業員が「いきいき」と働ける生産性の高い職場へ
プレゼンティーズム対策

出勤はしていても体調がすぐれず生産性が低下している状態が「プレゼンティーズム」。従業員が健康でいきいきと働ける職場づくりについてご紹介します。

日本遺産を巡る

“奥南部”漆物語
~安比川流域に受け継がれる伝統技術~

国内漆の約75%を産出する岩手県。奈良時代から続く、原料から製品まで一貫して生産される漆産業の伝統の技術と、次世代へ向けた取り組みをご紹介します。

* 11月下旬発行予定です。
* 内容は変更になる場合があります。

あんしん財団 お問い合わせ先

お電話をいただく際は番号のお掛け間違いにご注意ください。

また、お問合せをいただく前に、下記のいずれかをご用意ください。お問合せには会員番号が必要です。

会員証兼保険証券

または

会員証兼保険契約更新証

受付時間

9:00～17:30（土・日・祝日および年末年始除く）

万一ケガをされた場合の
保険金の請求・受付24時間
いつでも

インターネットでのご連絡

あんしん財団 ケガ

検索

保険金請求・受付専用ダイヤル

通話料
無料

0120-611-616

受付内容

- ケガによる死亡、後遺障害保険金の請求
- ケガによる入院、通院、往診保険金の請求
- 保険金請求手続きに関するお問合せ

安全衛生設備等設置、
健康診断受診等の
補助金の申請

各種補助金申請専用ダイヤル

通話料
無料

0120-512-511

お手続き番号	受付内容
1	職場の環境改善のための各種補助金 (安全衛生設備等設置等)
2	人間ドック・定期健康診断補助金 ホームヘルパー等資格取得補助金



契約内容の変更や退会等の手続き

	受付内容	お問合せ先
1	<ul style="list-style-type: none"> ●加入申込手続き(未加入従業員の増員など) ●保険契約者(会員)の変更手続き 	通話料 無料 0120-311-816 ☆最寄りの支局につながります。
2	<ul style="list-style-type: none"> ●上記1以外の変更手続き(事業所所在地などの変更) ●会費支払(口座振替)に関する照会 	通話料 無料 0120-840-849
3	<ul style="list-style-type: none"> ●契約更新や会員証に関する照会 ●退会(解約)・減員の手続き 	通話料 無料 0120-745-108

広報誌「あんしんLife」、ホームページについて TEL.03-5362-2323 (受付時間9:00～17:30/土・日・祝日および年末年始除く)

一般財団法人あんしん財団

本部:〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー <https://www.anshin-zaidan.or.jp/>